



Title	中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書：術語の分類・整理（追補）
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 44(1), 119-185
Issue Date	1995-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33650
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(1)_PL119-185.pdf



中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書

— 術語の分類・整理 —
(追補)

東 出 功

《はじめに》

本稿は表題に記載の通り、前稿「中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書 — 術語の分類・整理」(本紀要, 通巻第 84 号, 1995 年 3 月) の“追補”である。前稿は、次の 4 節と [付録] とで構成されていた。

第 1 節 ある教皇令状の記載 (1470 年)

第 2 節 教皇制定法 Exsecrabilis (1317 年)

第 3 節 ある教皇令状の記載 (1470 年): その 2 — 聖堂区関係の司牧聖職禄

第 4 節 “マーヨル” と “ブリーンキパーリス” — 参事会関係の司牧聖職禄

[付録] 聖職禄の分類 — 『教会法事典』の記述から

聖職禄に関するさまざまな分類については、最後の [付録] で指摘した。第 3 節・第 4 節の副題における“司牧聖職禄”もそれで、その対概念は“非司牧聖職禄”である。しかし前稿執筆の時点では“非司牧聖職禄”に関する史料所見の集約が完了しておらず、検証は一方の“司牧聖職禄”だけに留めざるをえなかった。この“追補”は、他方の“非司牧聖職禄”に関する史料所見である。

本稿の主要な典拠は、次の刊本史料集である。

Great Britain, Public Record Office,
Calendar of Entries in the Papal Registers Relating to Great Britain and Ireland, Papal Letters, 12 volumes.

これを字義通りにいえば『教皇記録簿摘録——大ブリテン・アイルランド関係——教皇令状編』であり、本稿では『教皇令状簿』（引用文では *Letters*）と略称する。本稿関連の全 12 巻では第 1 巻の上限が 1198 年であり、最後の第 12 巻の下限は 1471 年である。

ほかに若干の情報を次の刊本史料集から抽出した。

Great Britain, Public Record Office,
Calendar of Entries in the Papal Registers Relating to Great Britain and Ireland, Petitions to the Pope, Volume I, 1342-1419.

『教皇記録簿摘録——大ブリテン・アイルランド関係——対教皇請願編』であり、本稿では『対教皇請願簿』（引用文では *Petitions*）と略称する。この既刊は第 1 巻だけで、第 2 巻以降はほぼ 1 世紀を過ぎてなお未刊である。

上記〔付録〕の『教会法事典』とは、次の 7 巻本である。

R. Naz (dir. par), *Dictionnaire de droit canonique*, Paris 1935-65, 7 tomes.

前稿ではその第 2 巻から、次の項目を概観した。

Guillaume Mollat, 《Division des Bénéfices》 sous 《Bénéfice Ecclésiastiques》

本稿は前稿から通算して、第 5 節になる。

第 5 節 いわゆる“一面的聖職禄”——非司牧聖職禄

ギヨーム=モラは上記「聖職禄の分類」において、さまざまな観点からの分類を列挙している。本稿との関連でその要点だけを反復しておこう。

(1) 聖職禄の2大系列区分 (Les deux classes principales)

- | | | |
|---|-----------|--------|
| A | séculiers | 在俗聖職祿 |
| B | réguliers | 修道會聖職祿 |

(2) 司牧義務 (le soin des âmes) の有無による区分

- | | | |
|---|---------------------------------|---------------|
| C | simples (simplicia: non curata) | 一面的聖職祿：非司牧聖職祿 |
| D | doubles (duplicia: curata) | 二面的聖職祿：司牧聖職祿 |

ある聖職禄が“一面的”か、あるいは“二面的”か。後に1917年の教会法典『コーデクス・1917』では、第1411条第3項において“聖職禄に固有の職務のほか、定住義務を帯びるか否か”の区分がなされる。すなわち“二面的”とはその職務遂行義務と定住義務との双方を意味し、定住義務を欠くときは義務が“一面的”になる。

それに対してモウは、定住義務ではなくて司牧義務の有無によって両者を区分した。すなわち中世においては、上記の通り“一面的聖職禄”と非司牧聖職禄とが同義であり、また“二面的聖職禄”とは司牧聖職禄それ自体にほかならない。

では「一面的聖職禄」が史料文面でどのように記載されているか。『教皇令状簿』から若干の事例を引用し、その記載の状況を確認しておこう。

§1 参事会関係の非司牧聖職禄：要職参事会員

[1] "To Ralph Repynton [Repington], rector of Castre [Caistor] in the diocese of Lincoln. Grant to him who holds the deanery [decanatus $\leftarrow$ decanus: dean] of St Chad's [the collegiate church of St Chad, Shrewsbury] in the diocese of Lichfield, a *simple* office *without cure* [of souls](1405)"—*Letters*, VI, 50. Cf. also p. 111.

令状の受給者レイフはケイスタの聖堂区司祭であり、またシュロウズベリ聖チャド在俗参事会聖堂の参事会長でもある。その参事会長職はまずもって“一面的な”オフィキウムであり、しかも“司牧義務を伴わない”という。斜体字の文言がそれである。“一面的聖職禄”と“非司牧聖職禄”とが同義であ

ることは、今しがた述べたところである。従ってこれは結果として同義語反復であるが、その反復によって形容詞 “simple” がいわば術語であることを明示している。

[2] ①“…… the said *precentorship* [of the cathedral church of Killala, Ireland], which is a *simple* office *without cure* …… (1400)” — *Letters*, V, 273. ②“…… the *chancellorship*, a *simple* office *without cure*, of St John’s [the collegiate church of St John], Beverley …… (1412)” — *Letters*, VI, 427. ③“…… the *subdeanery* [of the cathedral church] of Dunkeld [Scotland], an office *without cure* (*simplex*) …… (1424)” — *Letters*, VII, 358. ④“…… Dunkeld, with the *subdeanery* thereof, an office *without cure* (*simplex officium*) …… (1432)” — *Letters*, VIII, 422.

同義語反復は、令状①②にも見られる。キララ司教座の聖歌隊主管職ならびにベヴァリ聖ヨハネ在俗参事会聖堂の文書主管職が“一面的聖職禄”であり“非司牧聖職禄”であるという。令状③や④の“シムプレクス”あるいは“シムプレクス=オフィキウム”とはこの刊本『教皇令状簿』の編者自身の挿入であり、おそらくラテン語原本の記載を示すものであろう。英語訳の“司牧義務を伴わないオフィス”とは、その意味を述べたものであろう。いずれのばあいも、原文は“*simplex officium sine cura*”であろうか。なお③では、ダンケルド司教座の参事会長補佐職がそれであるという。

[3] ①“…… the *provostship*, which is an office *without cure* (*simplex*), of St John’s, Beverley …… (1431)” — *Letters*, VIII, 343. ②“…… the *provostship* [of the month of November in the cathedral church of Valencia, Spain], which is a *simplex* administration *without cure* …… to the said Francis …… (1460)” — *Letters*, XI, 462.

いずれも“*praepositus: provost*”すなわち語義からすれば“首席者”に関する事例である。在俗参事会聖堂の参事会長は、引用[1]のように一般には“デカーヌス”と呼ばれる。しかし聖堂の慣習によって、それを“プラエポシトゥス”と呼ぶところも少なくない。このベヴァリ聖ヨハネ在俗参事会聖堂においても、プラエポシトゥスが参事会を主宰する。ベヴァリには引用[2]の令状③でも言及されており、その中では聖歌隊主管職の性格が問われてい

た。ベヴァリでは、参事会長職もまた“一面的オフィキウム”であり非司牧であるという。

令状②ではバレンシア司教座のプラエポシトゥス職に言及され、その職が“一面的アドミニストラーティオー”であり非司牧であるという。最後の“アドミニストラーティオー”については、前稿の〔付録〕の末尾で筆者なりの史料所見を述べた。端的にいえば、空席の聖職禄の“受託占有”あるいは“受託管理”であろう¹⁾。フランシスコは、この役職に関して管理を委託されたという名目でそれを占有したものとおもわれる。

1) “To Lewis [Louis de Luxembourg], archbishop of Rouen [France], perpetual *administrator* …… of the [cathedral] church of Ely. Grant in *commendam* for life …… of the said Benedictine church of Ely …… (1347)”——*Letters*, VIII, 625f. ルイは、ルーアン大司教職に留まったままでイーリ司教職を兼任することになった。彼は“イン=コメンダム”すなわち“委託において”それを占有するという。イーリ司教座に関しては“アドミニストラトル”である。この事例からして上記の“アドミニストラーティオー”とは、受託管理あるいは受託管理者職であろう。

なお令状②における“11月のプラエポシトゥス”とは何か。手もとの史料・文献だけでは、その意味を確認しえない。

[4] ①“…… the *mastership*, which is an office without cure (*simplex*), of the chapel of Corpus Christi *alias* the college of St Laurence de Pounteney, London …… (1411)”——*Letters*, VI, 292. ②“To Henry Sharp, *master* or *warden* of the college of the chapel of Corpus Christi situate by the church of St Laurence Pultenei (*sic*) London …… (1458)”——*Letters*, XI, 168. ③“…… the *wardenship* (*custodia*) of Belycotard in the collegiate church of St Senan [Scattery Island, Ireland] …… a non-elective office without cure (*simplex officium*), value not exceeding 6 marks sterling …… (1466)”——*Letters*, XII, 749.

令状①の“magister: master”も、プラエポシトゥスと同様に参事会の主宰者つまり参事会長であろう。またマギステルは、②のように“custos: warden”と互換的に用いられることが少なくない。いずれにせよこの事例ではマ

ギステルの職もまた“一面的”であった。③もやはり在俗参事会聖堂の“クーストース”つまり参事会長の事例であり、その役職が“一面的オフィキウム”であるという。

[5] “…… (1) the mandate committed by Martin V …… to a certain judge (2) at the petition of John Saerger, *warden* [custos] of the [collegiate] church of St Mary, Otery [Ottery], in the diocese of Exeter …… setting forth that the fruits etc. of the said *wardenship*, not exceeding 20l., (3) on account of which *wardenship* he had taken oath to keep personal residence at the said church, (4) were insufficient for hospitality, episcopal dues, etc. and (5) that he, who is a priest, doubted whether he could hold the said *wardenship* with another incompatible benefice, and (6) who was holding a canonry and prebend of the [collegiate] church of St Probus in the said diocese, value not exceeding 10 marks) (7) to inform himself [Martin], and (8) if he found the above to be true, to declare that the said *wardenship* was an office without cure (*simplex officium*), and (9) that it could be held with any other benefice, howsoever incompatible(1430)”——*Letters*, VIII, 325.

説明の便宜のために9項目に区分した。第(2)項から第(6)項までは、ジョンからの請願事項の要約である。まずジョンは、オタリ聖母マリア在俗参事会聖堂のクーストース職つまり参事会長職に関して年収額が20ポンド未満であることを述べ(2)、来訪者を歓待し司教の巡察を迎えるには不十分であるという(4)。第(3)項については後述する。ジョンはその参事会長職を他の“兼任不可能な聖職禄”と兼任しうるか否か、教皇に裁断を求めた(5)。なお彼はほかに聖プロブスに在俗参事会聖堂の参事会員であり、その参事会員聖職禄の年収額が10マーク未満であることをもあわせて申告した(6)。

ジョンからの請願を受けて、教皇マルティヌス5世からある裁判官に対して指令がなされていた(1)。指令とは、まず請願事項の真偽を確認させた上で、真実であるとすればその参事会長職を“非司牧のオフィキウム”として(8)、また他の“兼任不可能な聖職禄”とでも兼任可能なものとして宣告させること(9)、さらにその経過について教皇へ報告させることであった(7)。

この令状では、とりわけ第(3)項が注目される。それによればジョンは、問題の参事会長職に関してその在俗参事会聖堂への本人定住を宣誓しているという。本節冒頭で再確認の通り、後日の教会法典『コードクス・1917』では定住義務を欠くものをもって“一面的聖職禄”とする。それに対して中世においては司牧義務の有無が問われ、司牧義務を欠くものをもって“一面的聖職禄”としていた。いずれにせよジョンの定住宣誓は、彼に司牧義務を遂行させるためではないか。要するに彼の定住宣誓は、参事会長職が司牧聖職禄すなわち“二面的聖職禄”であるという認識を前提としていたであろう。

第(5)項によれば、彼は参事会長職と他の“兼任不可能な聖職禄”との兼任の可否について教皇に裁断を求めている。司牧聖職禄とは一般に“兼任不可能な聖職禄”であり、従って参事会長職それ自体が司牧聖職禄であれば、第2の司牧聖職禄との兼任が不可能になる。正確に言えば、前記の通り特別な認可がなくては不可能である。あえて裁断を求めたのは、参事会長職に関して逆の認定を、すなわち“一面的聖職禄”で非司牧の兼任可能な聖職禄であるという認定を期待したからであろう。

聖プローブス聖堂の参事会員聖職禄については、基本的に問題がない。何故か。一般の参事会員の聖職禄は“一面的”であり、非司牧で兼任可能であるからにはかならない。一般の参事会員とは要職の参事会員との区別であり、参事会長職はもとより要職の筆頭である。要職の参事会員職は、後述の通り概して“二面的”であり、原則として兼任不可能である。従ってオタリ聖母マリア聖堂の参事会長職は、教皇から“一面的オフィキウム”の裁断を受けたという点でむしろ少数事例に属する。

前出の引用 [1] [3] [4] も参事会長の事例であった。そののみか引用 [2] も聖歌隊主管・文書主管の事例であって、これらも要職参事会員であることにおいて変わりがない。引用 [5] が少数事例であるとすれば、前出一連の事例も少数事例である。参事会関係の司牧聖職禄については、すでに前稿第4節で検証している。いずれにせよ要職参事会員の聖職禄が常に“二面的”であるとは限らない。ここでは第4節“参事会関係の司牧聖職禄”への補足として、そのことを指摘しておきたい。

[6] ①“…… he holds the claustral *priorship* of St Mary's [the Augustinian abbey of St Mary, Jedburgh, in the diocese of Glasgow, Scotland], a perpetual office without cure (*simplex*), value not exceeding 12*l.* sterling …… (1424)”——*Letters*, VII, 370. ②“…… St Peter the Apostle's, Westminster …… the *priorship*, which is an office without cure (*simplex*) …… (1436)”——*Letters*, VIII, 587f. ③“…… the Benedictine *priory* of St Martin in the diocese of Bobbio [Italy], without cure, dependent on the said monastery [St Columbanus's, Bobbio] …… (1436)”——*Ibid.*, p. 609.

令状①ではジェドバラ聖母マリア修道院の“*prioratus claustralis*” すなわち修道参事会長職に言及され、それが“一面的オフィキウム”であるという。形容詞“クラウストラリス”の語義については、すでに第4節で述べている。令状②のウエストミンスター修道院のばあいも同様である。では修道院の参事会長職はすべて“一面的”であるか。やはり第4節で指摘の通り修道参事会長職は概して“二面的”であって、ジェドバラやウエストミンスターは“一面的”である点においてむしろ少数事例に属する。令状③はイタリアの事例であり、単に“非司牧”とだけ書かれている。しかしこれもやはり“一面的”であろう。

[7] ①“To Thomas Elingham, sacrist of the Benedictine monastery or [cathedral] church of Ely …… the sacristship, an office without cure (*simplex*) …… (1436)”——*Letters*, VIII, 553. ②“…… the sacristship thereof [of the Cistercian abbey of St Mary, Kilbeggan, Ireland], value not exceeding 3 marks, an office without cure (*simplex*) …… (1412)”——*Letters*, VI, 280. ③“…… the sacristship of St Mary's [the Augustinian priory of St Mary, Kilmore-na-Sina, Ireland], an office without cure (*simplex*) …… value not exceeding 3 marks …… (1412)”——*Ibid.*, pp. 281f. ④“…… the said sacristship [of the secular and collegiate church of St Senan, Scattery Island, Ireland], an elective office without cure (*simplex officium electivum*) …… (1460)”——*Letters*, XII, 94f.

いずれも聖器具室係のしかも“一面的オフィキウム”の事例である。では聖器具室係の職はすべて“一面的”であるか。この役職についてはすでに前

稿 [付録] の§2でも触れており。そこでモラは聖器具室係を“二面的”なオフィキウムとして例示していた。要するに聖器具室係がすべて“一面的”であるとは限らず、この4件はたまたま“一面的”であるに過ぎない。

[8] ①“…… a certain perpetual benefice *without cure* called the deanery of St Chad's, Shrewsbury, value not exceeding 15 marks …… (1439)”——*Letters*, IX, 58. ②“…… the wardenship or office of the collegiate church of [St Senan, Scattery Island] …… *without cure*, value …… not exceeding 8 marks sterling …… (1446)”——*Ibid.*, pp. 550. ③“…… the sacristship of the said church [St Senan, Scattery Island], an office *without cure* …… value not exceeding 3 marks sterling …… (1446)”——*Ibid.*, p. 551.

この3例では、単に“非司牧”と書かれているだけで“一面的”であるか否かは明記されていない。しかし最初のシュロウズベリ参事会長職は、すでに引用 [1] から“一面的聖職禄”として確認されていた。同様に②の参事会長職は [4] の③から、また③の聖器具室係の役職は [7] の④から、それぞれ“一面的オフィキウム”であることが知られる。要するに“一面的”か否かは、常に明記されるとは限らない。

[9] ①“…… the deanery of the [collegiate] church of [St Mary] in the Fields, Norwich, a dignity *without cure* and *compatible* with any other benefice …… (1410)”——*Letters*, VI, 208. ②“…… the precentorship, a *compatible* dignity *without cure*, in [the collegiate church of] Abergwilly [Wales] …… (1431)”——*Letters*, VIII, 327.

前者は在俗参事会聖堂の参事会長職であり、後者はやはり参事会聖堂の聖歌隊主管職である。いずれも“非司牧”であり、また他の聖職禄との“両立可能”つまり兼任可能であるという。従っておそらくこれも“一面的”であろうが、文面にはそのように明記されていない。

[10] ①“…… the deanery of the said [collegiate] church [of the most Holy Trinity, Westbury on Trym, in the diocese of Worcester], a principal office *without cure*, and *not requiring personal residence* …… value not exceeding 20*l.* sterling …… (1469)”——*Letters*, XII, 334f. ②“To John Storthwayt, precentor [of the cathedral church] of Wells …… his said precentorship, a non-major dignity *without cure*,

whose holder is *bound to personal residence* (1430)" — *Letters*, VIII, 196. ③ "To John Storthwayt, precentor of Wells the said precentorship, which is a non-major dignity *with cure* (1429)" — *Ibid.*, p. 150. Cf. also IV, 427; VI, 300, 463.

令状①の参事会長職は非司牧であり、本人の現地定住義務を伴わないという。しかし②の聖歌隊主管職もやはり非司牧とされながら、本人の定住が義務づけられている。一般に非司牧であれば定住の必要がないはずで、②に関してはむしろ“非司牧”という記載に問題が残る。ウェルズ司教座の聖歌隊主管職は、③に記載の通り司牧聖職禄であろう。

[11] “ (1) he [Henry Chichele, archbishop of Canterbury] desired to found within the parish of Hiegham Ferrers [Higham Ferrars] in the diocese of Lincoln a college of secular chaplains and clerks under the name of St Mary and SS Thomas the Martyr and Edward the Confessor and to endow it for a master and seven or eight or more priests and other secular clerks (2) that he had fouded the said college within the said parish, in such wise that one of the said college should be called master or warden, (3) that the mastership or wardenship should be considered to be an office *without cure compatible* with any other benefice, (4) that the said master or warden should be presented to the perpetual vicarage of the parish church of Hiegham Ferrers by the dean and chapter of the collegiate church, which was also a parish church, of St Mary, Leicester, to which Hiegham Ferrers is appropriated and (5) that the said master or warden should be bound by oath to keep continual *personal residence* at the said collegiate and parish church of Hiegham Ferrers and exercise its cure of souls (1431)" — *Letters*, VIII, 330f.

カンタベリ大司教ヘンリは、ハイアム=フェラズ聖堂区内に在俗参事会聖堂を創設すべく教皇へ認可を申請した。聖母マリア・殉教者聖トマス・聖エドワード証聖王を守護聖者とするもので、その聖堂には参事会長1名のほかに7名か8名あるいはそれ以上の参事会員の配置を想定していた(2)。聖堂が創設されて、参事会員中の一名がマギステルあるいはクーストースの称号つま

り参事会長の称号を帯びることになった(1)。参事会長職は“非司牧で兼任可能なオフィキウム”と見なされた(3)。

参事会長はまた、ハイアム=フェラズ聖堂区のウィカーリウス職すなわち聖堂区の司祭代行職に推薦されることになっている。その推薦権者は、レスタ聖母マリア在俗参事会聖堂の“参事会長と参事会”すなわち法人としての参事会である。聖母マリア在俗参事会聖堂は、それ自体が聖堂区聖堂を兼ねている。その点では、新設のハイアム=フェラズ在俗参事会聖堂と共通している。しかもハイアム=フェラズ聖堂それ自体は、レスタ在俗参事会聖堂に“専有”されてその娘聖堂になっている。要するに母聖堂も娘聖堂も形態において在俗参事会聖堂であり、機能において聖堂区聖堂を兼ねていた(4)。

問題は最後の第(5)項である。参事会長は新設の在俗参事会聖堂——聖堂区聖堂への本人定住の誓約を義務付けられ、そこで司牧義務を遂行することになっている。仮に参事会長職が“非司牧”であり“非定住”であっても、この聖堂区の司祭代行職に関しては定住して司牧義務を遂行するということであろう。なおここでは聖堂区司祭職に言及されず、代行者職だけが問われている。何故か。それは司祭職が母聖堂の参事会に帰属し、いわば法人の占有になっているからであろう。法人自体は恒常的にレスタを本拠としているので、現地には恒常的に代行者を配置したということではないか。

[12] ①“To Richard …… Dispensation …… to hold one benefice with cure, and two *sinecure* benefices (1346)”——*Letters*, III, 190. ②“…… the *sinecure* provostship of Wells …… (1333)”——*Letters*, II, 387. ③“…… the provostship of Wells, an office without cure …… (1438)”——*Letters*, IX, 7. ④“…… the deanery of Wells, a major elective dignity with cure …… (1413)”——*Letters*, VI, 433f. Cf. also VIII, 273f., 311f.; X, 43f.; XI, 184. ⑤“…… the subdeanery of Wells, which is an office with cure …… (1411)”——*Letters*, VI, 292.

まず令状①の“*sinecure*”に注目しよう。これは一般に“閑職”と理解されている。語源はいうまでもなく“*sine cura animarum: without cure of souls*”である。要するに聖職禄でありながら司牧義務がなく、その意味において“閑職”であった。刊本での“without cure (of souls)”とは、ラテ

ン語原本における“sine cura”あるいは“(beneficium) non curatum”の英語訳であろう。リチャードは、司牧聖職禄1件と非司牧聖職禄2件との兼任を認可された。

令状②および③は、いずれもウェルズ司教座のプラエポシトゥス職に言及している。このばあいも斜体字の文言は、完全に同義であろう。②の方がラテン語原文の“直訳”というべきか。なお④および⑤は同じウェルズ司教座の参事会長職・参事会長補佐職に関する令状であり、いずれも司牧聖職禄であるという。それに対してプラエポシトゥス職は、非司牧であった。

プラエポシトゥスは上記の通り語義において“首席者”であり、本節引用[3]のプラエポシトゥスは、在俗参事会聖堂の参事会長であった。ウェルズ司教座には、参事会長・参事会長補佐のほかにプラエポシトゥスがおかれている点において異例である。この司教座のプラエポシトゥスは、一般参事会員中の首席者であろうか²⁾。詳細は不明ながら非司牧の“閑職”である。

2) “The prebend of Combe Duodecima was united to the provostship [of Wells] in 1344. The earlier provosts had claimed that the prebend of Wiveliscombe was attached to the provostship.”—John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1300-1541*, VIII (1964), 34n. プラエポシトゥスもまた一般の参事会員と同様にプラエベンダを占有していた。なおウェルズ司教座のプラエポシトゥスについては、第4節注6)でも言及した。

蛇足ながら“閑職”に関連して、次の事例に触れておこう。

[13] ①“…… the chapel of Lemerston, a *sinecure*, in the diocese of Winchester …… (1311)”—*Letters*, II, 86. ②“…… the *sinecure* chapels of Bokinfold and Danxuberi [Danbury], in the dioceses of Canterbury and London …… (1332)”—*Letters*, II, 374. ③“…… the *sinecure* chantry [in the church] of Haldewey in Chuot [Chute, in the diocese of Salisbury] …… (1353)”—*Letters*, III, 477.

ここで“capella: chapel”とか“cantaria: chantry”とか呼ばれているものの実態は不明であるが、いずれも小規模のしかも私設の礼拝堂であろうか。それらはその創設者あるいは寄進者とその家族の私的礼拝にのみ利用さ

れるものが多く、固有の司牧管区をもたず、その意味で非司牧であろう。カペラ・カンターリアについては、本稿第5小節であらためて検証する。

* * * * *

この第1小節では“一面的聖職禄”つまり非司牧聖職禄に関して『教皇令状簿』の多様な文言を確認すべく引用が多岐にわたったので、それぞれの要点を反復しておこう。

引用[1]では、在俗参事会聖堂の参事会長職がまずもって“一面的な”オフィキウムであり、しかも“司牧義務を伴わない”という。“一面的聖職禄”と“非司牧聖職禄”とが同義であることは、上記の通りである。

引用[2]では、司教座の聖歌隊主管職について、また在俗参事会聖堂の文書主管職について“一面的聖職禄”であり“非司牧聖職禄”であるという記載の事例に言及した。また司教座の参事会長補佐職についても、非司牧の事例を引用しておいた。

引用[3]も在俗参事会聖堂の参事会長職の事例であり、それもやはり“一面的オフィキウム”であるという。参事会長は引用[1]で“デカーヌス”と書かれていたが、この事例においては“プラエポシトゥス”である。用語の相違はその聖堂の慣習によるもので、参事会の主宰者であることに変わりはない。

引用[4]は、参事会の“マギステル”職あるいは“クーストース”職の事例である。これらの呼称も実態において在俗参事会聖堂の参事会長職であり、やはり“一面的オフィキウム”であるという。

引用[5]はオタリ聖母マリア在俗参事会聖堂に関する令状であり、そのクーストース職について他の“兼任不可能な聖職禄”と兼任しうるか否かが問われている。兼任の可否とは前稿で詳述の通り、司牧義務の有無と不可分の関係にある。在俗参事会聖堂の参事会長職は前節で詳述の通り概して司牧聖職禄であり、オタリの参事会長職は“一面的オフィキウム”の裁断を受けたという点で、上記一連の事例とともに少数事例に属する。

引用 [6] は在俗の参事会長職ではなくて、修道会系の参事会長職の事例であり、それが“一面的オフィキウム”であるという。やはり前稿の第4節で指摘の通り、修道参事会長職は概して“二面的”聖職禄つまり司牧聖職禄であって、この事例は“一面的”である点において少数事例に属する。

引用 [7] は聖器具室係のしかも“一面的オフィキウム”の事例である。聖器具室係がすべて“一面的”であるとは限らず、この事例はたまたま“一面的”であるに過ぎない。

引用 [8] は刊本『教皇令状簿』の記載状況に関するもので、そこでは単に“非司牧”と書かれているだけで“一面的”であるか否かは明記されていない。要するに“一面的”か否かは、常に明記されるとは限らない。引用 [9] も同様である。

引用 [10] では司牧義務の有無と本人の現地定住義務の有無との関連について、具体的な事例にそくして検討した。まぎらわしい事例もあるが、非司牧であれば定住義務免除が通例であろう。なおまぎらわしい事例については、誤植の可能性を指摘しておいた。

引用 [11] は、在俗参事会聖堂それ自体が聖堂区聖堂でもあるという事例である。この事例では、現地における司牧義務が恒常的代行者に委ねられている。

引用 [12] は、刊本『教皇令状簿』で“sinecure”と書かれているものを例示した。その語源はいうまでもなく“sine cura animarum: without cure of souls”である。要するに聖職禄でありながら司牧義務がなく、その意味で“閑職”であった。

この小節では引用 [13] を別として、要職参事会員における非司牧聖職禄の事例を検証した。要職参事会員職は概して司牧聖職禄であるが、非司牧の事例も少なからず見受けられる。刊本『教皇令状簿』では、概してそれを“without cure (of souls)”と記載している。しかしその記載にさらに“simplex”と併記することがあり、また事例としては僅少なながら“sinecure”という記載も見受けられる。

§ 2 参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員(1)

[14] ①“…… a canonry of [the cathedral church of] York and the *prebend* of Dryffeld [Driffield] …… which is *without cure* …… (1453)”——*Letters*, X, 179f. ②“…… Alan de Watsand, canon of [the collegiate church of] Ripon, to hold his *prebend without cure of souls* …… (1255)”——*Letters*, I, 316. ③“…… a canonry of the above [collegiate] church [of Southwell in the diocese of York] and the *prebend* of Wodburgh [Woodborough] therein, *without cure* …… (1453)”——*Letters*, X, 149. / “…… the *prebend* of Wodebrug [*sic*] in St Mary’s, Southwell, in the diocese of York …… (1447)”——*Ibid.*, p. 8. Cf. also VII, 80f; VIII, 339; IX, 125.

これらは、いずれも “*canonicatus/canonry*” と “*praebenda/prebend*” との対句的な定型表現を含んでいる。カノニカートゥスとは “*canonicus/canon*” すなわち参事会員の身分を意味し、プラエベンダとはその参事会員の身分に固有の聖職禄である。

令状①はヨーク大司教座の事例で、ドリフィールドの参事会員聖職禄は非司牧であるという。②はリポン在俗参事会聖堂の事例で、その参事会員聖職禄もまた非司牧と明記されている。③もやはり在俗参事会聖堂の事例である。ウドバラの参事会員聖職禄は前半で非司牧と書かれているが、後半では司牧・非司牧の別に言及していない。

司教座聖堂であれ在俗参事会聖堂であれ、少なくともイングランドにおいてはプラエベンダが通例として非司牧であろう。従って①②および③の前半は、あえて非司牧と明記している点においてむしろ異例である。

[15] ①“…… a canonry in the chapel royal of St Martin-le-Grand and the *prebend* of Buoghges [Burghs, Good Easter, Essex] therein …… a certain perpetual benefice *without cure*, called a *prebend*, in the collegiate church of St Martin-le-Grand, London …… (1437)”——*Letters*, VIII, 636f. ②“…… the deanery of the free chapel royal in the castle of Welyngford [Walling-ford] and a certain benefice called a *prebend* of the chapel royal of St Mary in Salop in the dioceses of Salisbury and Coventry, both *without cure* …… (1438)”——*Letters*,

IX, 33f.

いずれも王立自由礼拝所の事例であり、しかも在俗参事会聖堂の事例である。令状①では参事会員聖職禄が非司牧であり、②では参事会長職と参事会員聖職禄との双方が非司牧である。

[16] ①“…… the *prebend without cure* …… of Ywern [Iwerne Minster] in the church of the Benedictine monastery of Shaftesbury in the diocese of Salisbury (in which, besides the abbess and convent, are a number of secular clerks holding prebends …… (1429)”—*Letters*, VIII, 95f. Cf. also p. 659. ②“…… a certain benefice *without cure* called a canonry and *prebend* in the church of the nuns' monastery of St Mary, Winchester …… (1439)”—*Letters*, IX, 34.

いずれも女子修道院の付属聖堂の事例であり、付属聖堂に在俗参事会が設置されているという。対外折衝などの面で女子修道院を支援するための組織であろうか。在俗参事会員の聖職禄は、これらのばあいにもやはり非司牧と明記されている。

[17] “…… (1) the recent petition of Adam Moleyns, rector of the parish church of Kemsei [Kempsey] in the diocese of Worcester—containing (2) that formerly, whilst the regular [cathedral] church of Worcester, of the order of St Benedict, was secular and was governed by a secular chapter and by canons, (3) the said parish church was canonically united, annexed and incorporated to one of the prebends of the said church of Worcester, and (4) that although the said parish church, whose cure is exercised by a perpetual vicar, a secular clerk, after the said union etc. was and is ruled, as if by a secular canon, like a *prebend* of the said church of Worcester (et licet ipsa parochialis ecclesia, cuius cura …… animarum, post unionem prefatas, tamquam prebenda ipsius ecclesie Wigornien. velud per secularem canonicum recta fuerat, prout etiam regitur de presenti ……) (5) it is doubted by some whether the holder of the said parish church can hold with it a benefice with cure …… without papal dispensation—[Declaration] (6) that the rectory of the said parish church so far assumed the nature of a prebend (adeo naturam prebende sortitam fuisse et esse), by reason of the said

union etc., (7) that it may be held, without any papal dispensation, together with any benefice with cure …… (1434)”——*Letters*, VIII, 506.

第(1)項から第(5)項までは、アダムの請願事項である。アダムはケムジの聖堂区司祭である(1)。ウスタ司教座はベネディクト修道会所属であるが、以前には在俗参事会の管理下におかれていた(2)。その時期にケムジ聖堂は、教会法の手続きに従ってウスタ司教座のプラエベンダに吸収された(3)。吸収以後には司牧義務が在俗の恒常的の代行者へ委任されているものの、ケムジ聖堂それ自体は“あたかもウスタ司教座のプラエベンダであるかの如く”管理されているという(4)。ウスタ司教座における在俗参事会から修道参事会への転換とは、10世紀のことである。

アダムの請願は、ある疑惑を解消すべくなされた。疑惑とは、ケムジ聖堂の占有者が教皇から特別に認可されることなく、ほかに1件の司牧聖職禄を占有しうるか否かという点にあった(5)。この請願は、ケムジ聖堂の性格を間接的に確認したことになる。何故か。それが仮に司牧聖職禄であれば、ほかに1件の司牧聖職禄を占有するために教皇の特別認可が必要になる。

第(6)項からは、教皇のいわば裁定事項の宣告である。教皇は、キムジ聖堂がプラエベンダの性格を帯びてきたものと裁定した。根拠は、かつてそれが在俗のプラエベンダに吸収されたという事実である(6)。従ってアダムは、あらためて教皇の特別認可がなくとも、ほかに1件の司牧聖職禄とともにキムジ聖堂の占有を許容されることになった(7)。

[18] “Declaration, at the recent petition of John Kyrkeby [Kirkby], rector of the parish church of Wythyndon [Withington] in the diocese of Worcester …… containing that a number of parish churches of the said diocese, called *prebendal* [praebendalis], canonically annexed and united to the prebends of the Benedictine church of Worcester whilst it was secular, one of which is the said church of Wythyngdon, are, by reason of such unions and annexations, by some reputed compatible, and that each of the said several churches has been wont to be held with an incompatible benefice without papal dispensation and by toleration of the ordinary, their

holders having been wont, without having been or being compelled to keep personal residence therein, to appoint a perpetual vicar therein …… (1442)” — *Letters*, IX, 255.

やはりウスタ司教座に関する令状で、基本的に同主旨の裁定である。これら2件の裁定は、まさに“プラエベンダ——非司牧聖職禄”という等式を自明の前提としている。従ってほかの司牧聖職禄との兼任に当って、特別な認可を必要としない。同様の事例はウィンチェスタ司教座にもあり、やはり“プラエベンダ——非司牧聖職禄”という等式がうかがわれる³⁾。斜体字の形容詞“プラエベンダーリス”については後述する。

3) *Letters*, IX, 113. イングランド関係のプラエベンダで“非司牧”と明記される事例はほかにもある。VII, 80f.; VIII, 339; IX, 125.

[19] ① (1) “…… a canonry of Moray [Scotland] and the prebend of Croy therein, which has *cure* …… (1429)” — *Letters*, VIII, 153. (2) “…… a canonry of Moray with the prebend *with cure* of Croy …… (1436)” — *Ibid.*, p. 583f. (3) “…… a canonry of Moray and the prebend of Croy …… the said canonry and prebend, which has *cure* …… (1447)” — *Letters*, X, 291. Cf. also VIII, 333, 667. ② “…… the perpetual vicarage of St Giles, Elgyn [Elgin], called the prebend *with cure* of 100 s. [perpetua vicaria parrochialis ecclesie sancti Egidii de Elgyn prebenda *curata* centum solidorum nuncupata] …… (1444)” — *Letters*, IX, 447. Cf. also p. 528; X, 291. ③ “…… a canonry of Ross [Scotland] and the prebend of Kyncardyn [Kincardine] therein …… the said canonry and prebend, which has *cure* …… (1440)” — *Letters*, IX, 144f. Cf. also p. 449.

いずれもスコットランドのプラエベンダに関する令状である。最初のクロイのプラエベンダは3回にわたって司牧聖職禄と書かれているので、おそらくその通りであろう。

次のエルギンのプラエベンダは、刊本『教皇令状簿』の編者が特にラテン語を併記していることからして、やはり司牧聖職禄と考えるべきか。最後の事例は誤植の可能性も否定しえないので、判断を保留しておきたい。ともあ

れイングランドとは異なっており、スコットランドではプラエベンダが司牧聖職禄と記載されることもありえた。しかしその事例は僅少であり、またその意味は司牧義務を恒常的の代行者へ委任した上で、プラエベンダそれ自体としては非司牧ということか。次の引用 [20] ③⑤からの類推である。

[20] ①“…… the perpetual benefice *without cure* (simplex) called the prebend of Muny Ynyhan in the [cathedral] church of Kilmacduagh [Ireland] …… (1435)” — *Letters*, VIII, 557. ②“…… the rectory of Termondcuayn [Termon-maguirk in the diocese of Armagh, Ireland] (which cure was exercised by a perpetual vicar, a secular priest, and which had been erected by authority of the ordinary into a prebend of the church of Armagh) …… the said rectory erected into a prebend, which is considered to be *without cure* …… (1444)” — *Letters*, IX, 362f. ③“…… a canonry of Kilfenora [Ireland] with a prebend called a rectory or portion *without cure* (simplici) …… (1445)” — *Ibid.*, pp. 520f. ④“…… the rectory of Trebryuyn and Kyncalechyn [Tirebrine and Cinel Fechin], assigned by papal authority as a prebend of the said church of Elphin [Ireland] …… the said canonry and prebend-rectory, *without cure* …… (1447)” — *Letters*, X, 288f. ⑤“…… a canonry of [the cathedral church of] Clonfert [Ireland] and the prebend *without cure* (simplex prebenda) of Kylassobaigmayclayn [Killaspugmoylan] therein …… (1455)” — *Letters*, XI, 210. Cf. also pp. 249f., 408f.

アイルランドのプラエベンダに関して、非司牧と明記されているものを例示した。令状①③⑤は司教座聖堂のプラエベンダで非司牧であり、むしろ通例に属する。

令状②④では、いずれも聖堂区司祭職をいわば“財源”としてプラエベンダを創設している。前者は管区大司教の権限によって、また後者は教皇の権限によってプラエベンダに変更された。さらに②では司牧義務が恒常的の代行者へ委任され、プラエベンダそれ自体は非司牧になっている。④の“プラエベンダ=レークトーリア”も非司牧であるが、それもおそらくはレークトーリアの司牧義務を恒常的の代行者へ委任し、プラエベンダとしてはその義務を解かれているということであろう。

[21] ①“…… a canonry and prebend, *with cure*, of the [cathedral] church of Dromore [Ireland], to which canonry and prebend is annexed the parish church of St Colman in the said diocese …… (1442)”—*Letters*, IX, 168f. ②“…… Nicholas Oceallaid [O’Kelly], canon of Cork [Ireland], has dilapidated the goods of his canonry and prebend *with cure* of Kyllbricayn [Kilbrittain] …… has for many years neglected to reside in the church of Cork or the said prebend …… and by his neglect has allowed a child to die without the sacrament of baptism …… (1448)”—*Letters*, X, 293. ③“…… a canonry of Cloyne [Ireland] and the prebend, which has *cure of souls* exercised by a perpetual vicar, of Kylmodonoc [Kilmacdonogh] …… (1457)”—*Letters*, XI, 325. ④“…… a canonry of Limerick [Ireland] and the prebend *with cure* of Tulachbroke [Tullabracky] therein …… (1458)”—*Ibid.*, p. 354. ⑤“…… a canonry of Limerick and the prebend of Tulachbroke, value not exceeding …… (1458)”—*Ibid.*, pp. 351f. ⑥“…… his canonry of Dublin [Ireland] and prebend of Newcastle Lyons …… which has *cure* …… (1458)”—*Ibid.*, p. 355. ⑦“…… a canonry of Cork and the *prebend* of Kylaspugniellay [Kil-laspugmullane] therein, which is *sacerdotal* and has *cure of souls* …… (1458)”—*Ibid.*, pp. 374f.

やはりアイルランドのプラエベンダの事例であるが、これらはすべて司牧聖職禄であるという。令状①のプラエベンダには、それに付属の聖堂区聖堂がある。司牧義務とは、この聖堂区に関するものか。あるいはプラエベンダそれ自体が司牧聖職禄であるということか。

令状②のニコラスはコーク司教座の参事会員であり、キルブリテンに司牧聖職禄としてのプラエベンダを占有している。しかし彼は司教座にもキルブリテンにも定住せず、定住義務不履行の結果としてある幼児が洗礼の秘跡を受けずに死亡したという。司牧義務の不履行に関する告発である。このばあいの司牧は参事会員としてのニコラス本人の義務であるが、③においては恒常的代行者に委ねられている。

令状④⑤は同じプラエベンダに関する記載であるが、後者では司牧・非司牧のいずれとも記載されていない。イングランドでは、上記の通り記載の有

無にかかわらずブラエベンダはすべて非司牧と見なされた。しかしアイルランドでは、⑤のような事例もあるので即断を許さない。なお令状⑥のブラエベンダは単に司牧聖職禄であるのみならず、司祭の品級に固有のものであるという⁴⁾。

4) ①“…… besides a canonry of Armagh [Ireland], the rectory or prebend of Donachmor [Donaghmore] in the said diocese (which archbishop John [Swayne], with consent of the dean and chapter has meanwhile ordained to be henceforth a sacerdotal [sacerdotalis < sacerdos: priest] prebend of Armagh) …… void because Nyalanus Olucharean, its rector, held it for more than a year without being ordained priest and without dispensation …… (1438)”— *Letters*, IX, 19f. ②“…… by the statutes of Dublin the said prebend [of Swords] is *sacerdotal* and can only be collated to a priest or to one who can be ordained priest within a year …… (1441)”— *Ibid.*, p. 70. ③“To Thomas Wodeord [Wodeford], a canon of London. Dispensation to him, who has the tonsure only holds a canonry of London and the prebend of Totnall [Totenhall], not to be bound during ten years by reason of the said prebend, which is said by some to be *sacerdotal*, to have himself promoted to other or holy orders (1442)”— *Ibid.*, p. 257. Cf. also p. 360. ④“…… a canonry and the *sacerdotal* prebend of the [collegiate] church of St Bee the Virgin, Dunbar, in the said diocese [of St Andrews], void because Henry Sebauld [Sybald] held them for more than a year without being ordained priest and without dispensation …… (1450)”— *Letters*, X, 69. ⑤“…… a canonry of [the collegiate church of] Beverley and the prebend at the altar of St Martin therein …… it is alleged that the prebend is *sacerdotal* …… (1460)”— *Letters*, XI, 434f. ⑥“…… his canonry and *diaconal* [diaconalis < diaconus: deacon] prebend of St Davids, which by the statutes can be held by none who is not in deacon's orders …… (1427)”— *Letters*, VII, 526. ⑦“…… a canonry of Ross [Scotland] and the *subdiaconal* [subdiaconalis < subdiaconus: subdeacon] prebend therein …… (1448)”— *Letters*, X, 290f. 令状①から⑤までのブラエベンダはいずれも“サケルドーターリス”であるという。その意味は、⑥によれば“司祭にしか授与されえない”もの、あるいは“1年以内に司祭に叙階されうるものにしか授与されえない”ものという。要するに司祭の品級に固有のブラエベンダであろう。⑥および⑦のブラエベンダは、それぞれ助祭・副助祭の品級に固有のものであるという。

[22] ①“…… the *prebendal* church without cure of North Neweton [Newnton] in the diocese of Salisbury, which is a *prebend* in the nun's monastery of Wilton …… (1422)”——*Letters*, VII, 224. ②“…… the church of St James the Apostle, the Greater, North Newton, which is *prebendal*, in the diocese of Salisbury …… (1442)”——*Letters*, IX, 285.

形容詞“プラエベンダーリス”は、前出引用[18]でも見受けられた。その意味は、令状①で説明されている。北ニューントンの聖堂区聖堂は“プラエベンダーリス”であるというが、それはこの聖堂それ自体がウィルトン女子修道院のプラエベンダであることを意味する。女子修道院の付属聖堂に在俗参事会が設置される事例といえ、引用[16]もそれであった。北ニューントンのばあいも、聖堂区聖堂でありながらやはり非司牧の聖職禄であるという。令状②も同じ聖堂に関する記録であるが、そこでは単に“プラエベンダーリス”と書かれているだけで司牧・非司牧のいずれとも明記されていない。それは非司牧であることが自明であるからか。

[23] ①“…… the parish church of Cromy [Croom], otherwise called *prebendal* ([ecclesia] *prebendata*) in the diocese of Limerick [Ireland] …… (1434)”——*Letters*, VIII, 512. ②“…… the *prebendal* church of Lidynghon [Liddington, a prebend in Lincoln] …… the *prebendal* church of Lydynghon …… (1441)”——*Letters*, IX, 161, 163.

司牧・非司牧のいずれとも明記していない点では、これら2件も同様である。なお令状①では、形容詞が“プレベンダータ”という過去分詞になっている。しかし意味においては“プラエベンダーリス”と同一であろう。

[24] ①“To Robert Flemyng [Fleming] holds a canonry of Lincoln and the prebend of [Great] Milton …… (1453)”——*Letters*, X, 130. ②“M. Robert Fleming 1430-67 as the prebendary of Milton Ecclesia”——John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1300-1541*, Lincoln, p. 92. ③“To John Rendall, perpetual vicar of the *prebendal* church of [Great] Mylton in the diocese of Lincoln …… (1460)”——*Letters*, XI, 570. ④“…… John Ospellan, perpetual vicar of the *prebendal* parish church of Crochan [Crohane] in the diocese of Cashel [Ireland], has …… neglected the cure of souls of the

parishioners …… (1453)” — *Letters*, X, 635.

まず令状①によれば、ロバートは大ミルトンのプラエベンダを占有している。次の引用②は、ジョン=ル=ニーヴの『高位聖職者名簿』の記載事項である。それによればロバートの大ミルトンとは、ミルトン=エクレーシアである。リンカン司教座には、ほかにミルトン=マナという名称のプラエベンダがある。

いずれにせよロバートがこのプラエベンダを占有した期間は、1430年から67年まで37年間に及んでいる。令状③は、同じ大ミルトン聖堂区の恒常的代行者ジョンに関する記録である。ロバート本人は、司牧義務をジョンに代行させていたことになろう。

令状④のジョンも恒常的代行者であり、聖堂区従属民に対する司牧義務の不履行に関して告発されている。このばあいの司牧は恒常的代行者の義務であり、その点において前出引用 [21] の②のニコラスと異なっている。ニコラスは参事会員本人であり、彼はその司牧義務の不履行に関して告発されていた。恒常的代行者を配置しない限り、司牧は参事会員本人の責任として残るということであろう。

プラエベンダとは、あらためて述べるまでもなく参事会員の身分に固有の聖職禄つまり参事会員聖職禄である。それは参事会員からすれば所定の年収であり、その年収は概して所定の聖堂区の司祭職からえられる。いいかえるとその聖堂区司祭職からの年収は、プラエベンダとして所定の参事会員へ与えられる。令状の文面で聖堂区の聖堂が“プラエベンダーリス”であるというのは、その聖堂の司祭職が“プラエベンダーリス”であるということにほかならない。

* * * * *

この小節では、司教座聖堂や在俗参事会聖堂における一般参事会員のプラエベンダに関する令状の記載を点検した。

引用 [14] では、イングランドの事例を検討した。司教座聖堂であれ在俗

参事会聖堂であれ、少なくともイングランドにおいてはプラエベンダが通例として非司牧であり、従ってあえて非司牧と明記することはむしろ異例に属する。

引用 [15] では、王立自由礼拝所のしかも在俗参事会聖堂の事例を検証した。この事例でも一般参事会員の聖職禄は非司牧であり、また参事会長職にも非司牧の事例がある。

引用 [16] では、女子修道院の付属聖堂における在俗参事会について検証した。そこでも在俗参事会員の聖職禄は、やはり非司牧と明記されている。

引用 [17] はウスタ司教座関連の令状であり、ケムジ聖堂区の司祭職の性格が問われている。この司祭職は、ウスタ司教座に在俗参事会がおかれていた時期にそのプラエベンダとして吸収された。詳細は本文に譲るが、結論としてはそれがかつてプラエベンダであったことからして、あらためて非司牧の認定を受けている。引用 [18] もウスタ司教座に関する令状で、基本的に同主旨の裁定である。これら 2 件では、まさに“プラエベンダ——非司牧聖職禄”という等式が自明の前提になっている。

引用 [19] はスコットランドに関する令状であり、イングランドとは異なっており、スコットランドではプラエベンダが司牧聖職禄と記載されることもありえた。しかしその事例は僅少であり、またその意味は司牧義務を恒常的代行者へ委任した上で、プラエベンダそれ自体としては非司牧ということかと推定される。

引用 [20] はアイルランドのプラエベンダに関する令状であり、非司牧と明記されているものを例示した。プラエベンダは、聖堂区司祭職をいわば“財源”として創設されることがある。そのばあい司牧義務が恒常的代行者へ委任され、プラエベンダそれ自体は非司牧になっている。

引用 [21] もやはりアイルランドのプラエベンダの事例であるが、これらはすべて司牧聖職禄であるという。イングランドでは、上記の通り記載の有無にかかわらずプラエベンダはすべて非司牧と見なされた。しかしアイルランドでは、司牧聖職禄と明記されることもある。

引用 [22] では、聖堂区聖堂が形容詞“プラエベンダーリス”を帯びてい

る。それは聖堂区司祭職それ自体、いいかえると司祭職からの年収がプラエベンダの財源に充当されることを意味する。引用 [23] では、形容詞が“プレベンダータ”という過去分詞になっている。しかし意味においては“プラエベンダリス”と同一であろう。引用 [24] も内容においては、基本的に同様である。

一般参事会員のプラエベンダについては次の小節でも検討するが、この小節との相違はその財源にある。

§ 3 参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員(2)

ではプラエベンダの財源は、すべてが聖堂区司祭職であるか。

[25] ①“…… the canonry of Salisbury and prebend of the greater part of the altar [Major Pars Altaris] of St Mary in that church, value not exceeding 30 marks …… (1406)”— *Letters*, VI, 125. ②“…… a canonry of Salisbury and the prebend called ‘Media pars altaris’, value not exceeding …… 10*l.* …… (1438)”— *Letters*, VIII, 674. ③“To Richard de Hale …… Reservation of the canonry and prebend of Salisbury …… (1330)”— *Letters*, II, 319. / “Richard de Hale as the prebendary of Minor Pars Altaris”— John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1300-1541*, III, 69.

いずれもソールズベリ司教座に関する令状であり、令状①には“聖母マリアの祭壇の大きい方の部分のプラエベンダ”と書かれている。令状②のリチャードは同司教座でプラエベンダを予約されているが、これは『高位聖職者名簿』によれば“小さい方の部分のプラエベンダ”である。ほかに②によれば“中程度の部分のプラエベンダ”もあった。この中程度のものは『高位聖職者名簿』で確認されない。臨時に設定されたもののか。

問題は“祭壇”である。聖母マリアの祭壇とは、この聖堂内の聖母マリア礼拝堂の祭壇であろう。このような祭壇にはそれぞれに司祭が配置され、その司祭には相応の年収が保障される。祭壇のプラエベンダの財源とは、そのような祭壇の司祭職からの年収であろうか。この推定の通りであれば、プラ

エベンダの財源が排他的に聖堂区司祭職であるとは限らない。また“大きい方の部分”あるいは“小さい方の部分”という文言からは、祭壇の年収が不均等に分割され、複数の参事会員に配分されていたことが推定される。

[26] ①“…… the provostship of St John's, Beverley, value 40l. with the prebend of St James's *altar* therein, value 40 marks …… (1342)”—*Letters*, II, 237. ②“…… prebend of St Andrew's *altar* in St John's, Beverley …… (1391)”—*Letters*, IV, 369. Cf. also pp. 409f. ③“…… prebend of St Martin's *altar* in Beverley, value 150 marks …… (1389)”—*Ibid.*, pp. 326f. Cf. also pp. 368f. ④“…… John Midelton, canon of St John's, Beverley …… obtained the canonry and prebend of St Stephen's *altar* …… (1399)”—*Letters*, V, 266f. ⑤“…… prebendary at the *altar* of St Michael situate in the collegiate church of Beverley in the diocese of York …… (1426)”—*Letters*, VII, 431. ⑥“…… the canonry and prebend of St Catherine's *altar*, in Beverley, value 10 marks …… (1351)”—*Calendar of Petitions to the Pope*, I, 223. Cf. also pp. 309, 332, 334, 479. ⑦“…… the canonry and prebend of St Mary, in St John's, Beverley(1345)”—*Ibid.*, p. 94. ⑧“…… the benefices, called prebends …… and St Peter's in the church of St John, Beverley …… (1426)”—*Letters*, VII, 438. ⑨“…… a canonry of [the collegiate church of] St John Baptists, Stoke [by Clare], in the diocese of Norwich, with the prebend called of the second *stall* …… (1431)”—*Letters*, VIII, 462.

まずベヴァリ聖ヨハネ聖堂とは、令状⑤に記載の通り在俗参事会聖堂である。これらのプラエベンダはいずれも聖者の名を帯びており、しかも⑦⑧以外はすべて聖者の“祭壇”の名で呼ばれている。⑦⑧も同様にそれぞれの聖者の祭壇のプラエベンダ、すなわち祭壇の年収を財源とするプラエベンダであろう。この在俗参事会聖堂の前身は、ベネディクト修道会系列の修道院である⁵⁾。プラエベンダのあり方が異例なのは、そのことの結果であろうか。

5) William Dugdale's *Monasticon Anglicanum*, Vol. VI, Pt. III, 1307.

令状⑨のプラエベンダは、祭壇のプラエベンダではなくて“第2のスタル

ム”のプラエベンダと書かれている⁶⁾。この“スタルム”とは椅子であり、この文脈では参事会員がこの聖堂の聖歌隊席で配当される椅子である。ついであるがプラエベンダの異例として引用した。

6) *Ibid.*, p. 1415.

異例はほかにもある。

[27] ①“To Thomas Redman …… his canonry and *bursal* [*bursalis* < *bursa*: purse] prebend in Exeter …… (1398)”— *Letters*, V, 257. ②“To John Ixworth …… Reservation of the canonry and prebend of Exeter, value not exceeding 6 marks, which are shortly to become void by the promotion …… and …… consecration of Robert [Hallum, bishop-] elect of York …… (1406)”— *Letters*, VI, 84. ③“…… a canonry in the church of Exeter, value not exceeding 4l. …… (1439)”— *Letters*, IX, 67.

令状①のプラエベンダは、形容詞“ブルサーリス”を帯びている点で注目される。これは名詞“ブルサ”からの派生語で、ブルサの原義は皮革であるという。ブルサはさらに皮袋とりわけ財布の意味をもった。では“財布のプラエベンダ”とは何か。

ジョン=ル=ニーヴの『高位聖職者名簿』の第9巻はエクセタ司教座に充てられ、その冒頭に編者の解説があつて、同司教座のプラエベンダの特異性に言及されている。

“エクセタ司教座の特異性は、プラエベンダ受給者全員に共有基金から均等に定額を配分する方式にある。それはおそらく征服以前のイングランドの通例を持続したもので、エクセタのプラエベンダは年収額にして一律4ポンドである。またプラエベンダは固有の所領をもたず従って所領の名称などの情報による識別が不可能である。識別のための唯一の情報は、受給者の交替の際にだれがだれから継承したか、その前任者の人名にほかならない。” — John le Neve, *Fasti Ecclesiae Anglicanae 1300-1541*, IX (Exeter Diocese), xiii.

令状②のジョンは、ロバートから継承した。そのプラエベンダは、前任者ロバートの名によって識別される。年収額の上限は6マークつまり4ポンドであり、これも“財布のプラエベンダ”である。③のプラエベンダも年収額の上限は、4ポンドである⁷⁾。しかし③では、形容詞“ブルサーリス”が明記されていない。逆にいえば令状①は、エクセタのプラエベンダに関して“ブルサーリス”と明記している点で、むしろ『教皇令状簿』における例外になっている。なお共有基金からの配分とは、その管理者としての財務主管からの配分であろう。

7) ①“…… he has a canonry of Exeter, with a prebend from which he gets no more than 40s. yearly …… (1322)”—*Letters*, II, 222. ②“…… canonry and prebend of Exeter, value not exceeding 3 marks …… (1415)”—VI, 471. ③“…… prebend of Exeter, value 5*l.* …… (1334)”—II, 399. ④“…… prebend of Exeter, value not exceeding 6*l.* …… (1424)”—VI, 364. Cf. also VIII, 516*f.* ⑤“…… prebend of Exeter, value 40*l.* …… (1353)”—III, 537. Cf. also X, 5*f.* エクセタのプラエベンダの年収額は概して4ポンド=6マークと記載されているが、これらの事例ではそれぞれ2ポンド=3マーク、5ポンド、6ポンド、40ポンドと書かれている。誤記・誤植でないとするればどのように理解すべきか。なお4ポンド=6マークの記載は、次の通りである。I, 145; III, 140,345,419,542; IV, 32*f.*,162; VI, 73,84,88*f.*; VII, 198,252,285,403,474; VIII, 642; IX, 56,67.

[28] ①“To William de Lughteburgh [Loughborough, Lugheburgh etc.] …… a canonry and prebend called ‘bursal,’ of [the collegiate church of St Cross], Crediton [or Kirton in the diocese of Exeter] …… (1355)”—*Letters*, III, 543. ②“To William de Lugheburgh …… he has also a canonry and prebend of Crediton, value 6 marks …… (1355)”—*Ibid.*, p. 541. Cf. also IV, 57*f.*, IX, 478. ③“…… William de Lughburgh …… he has …… a canonry and the prebend called ‘Bursal,’ value 6 marks …… (1355)”—*Calendar of Petitions to the Pope*, I, 274. ④“…… the canonry of Crediton, and a prebend styled ‘Bursary [praebenda bursaria],’ …… (1366)”—*Ibid.*, p. 530. ⑤“…… the canonry and prebend of Carswille [Kerswell], value 5½ marks, in St Cross, Crediton, void by reason that John Perour, who holds

the prebend, has …… obtained another [prebend], styled *Bursary* prebend, in the same church …… (1366)”——*Ibid.*, p. 533.

いずれもクレディトン在俗参事会聖堂に関する令状である。令状②は形容詞を欠いているが、占有者は①と同一人である。また④⑤では、形容詞の語形が“ブルサーリア”に変わっている。しかしすべて“財布のプラエベンダ”に関する令状であろう。なお令状③から⑤までは、典拠が『対教皇請願簿』である。

“財布のプラエベンダ”はこの在俗参事会聖堂でも検出され、しかも年収額はここでも同様に4ポンド=6マークであった。それには相応の理由が想定される。エクセタの司教座は、1050年にクレディトンから移転されたものである。クレディトンの在俗参事会聖堂とは、かつての司教座にほかならない。エクセタ・クレディトン双方の“財布のプラエベンダ”とは、いずれもクレディトン司教座の旧慣を踏襲したものであろう。

令状⑤のジョンは、文面によればクレディトン在俗参事会聖堂においてカーズウェルのプラエベンダを占有していたという。しかし彼はほかに同じ在俗参事会聖堂で“財布のプラエベンダ”を占有しているので、カーズウェルを返上しそれが空席になった。同一聖堂内での複数のプラエベンダの兼任は、原則として禁止事項である。いずれにせよクレディトンでは、単に“財布のプラエベンダ”のみならず所領の名称を帯びた通常のプラエベンダも併存した⁸⁾。

8) “The Collegiate body here consisted, originally, of eighteen Canons or Prebendaries, and eighteen Vicars; which number, having been reduced, was restored by Bishop [Walter] Bronscombe in the thirteenth century …… The Prebends were called De la Pole, Hempstill, Stowford, Alre, Rigge, Woodland, Carswell, Coombe or Prustcombe, La Crosse, Cridiè, and West Sandford.”——Dugdale, *op.cit.*, pp. 1450f. 参事会員の定員は18名であるが、固有名詞のプラエベンダは11件しかない。ほかの7件は“財布のプラエベンダ”か。

[29] ①“To Nicholas de Coleshull …… a *Bursal* prebend in Wells,

value 8 marks …… (1349)”——*Letters*, III, 295. ②“On behalf of Nicholas de Colshull …… he has …… the *bursary* prebend of Wells, value 8 marks (1348)”——*Petitions*, I, 132. ③“Robert de Middelonde …… he has a canonry and a *monetary* prebend [praebenda monetaria ?] of 8 marks in Wells …… (1362)”——*Ibid.*, p. 386. ④“To Richard Drayton …… his canonry and prebend of Wells, value 8 marks …… (1390)”——*Letters*, IV, 365. / “Richard Drayton as a prebendary of Combe Nona [Nineth]”——John le Neve, *Fasti*, VIII, 31. ⑤“…… a canonry of Wells with the prebend of Octava Cumba [Combe Octava: Eighth] …… 8 marks …… (1432)”——*Letters*, VIII, 441. ⑥“…… the prebend Camba [Combe] Quinta-decima [Fifteenth] in the cathedral church of Wells …… 8 marks …… (1449)”——*Letters*, X, 54.

いずれもウェルズ司教座に関する令状である。令状①②の受益者は同一人であり、年収額も共通している。①の形容詞“ブルサーリス”が②では“ブルサーリア”となっているが、これはラテン語原文の相違か編者の訳語選択の相違か不明である。しかし両者が同義であることは、この事例からして明白であろう。令状③の形容詞は“モネーターリア”であろうか。この“貨幣のプラエベンダ”も年収額8マークであり、おそらくは“財布のプラエベンダ”と同義であろう。

ジョン=ル=ニーヴの『高位聖職者名簿』第8巻はバース=アンド=ウェルズ司教座に充てられ、②③はいずれも“Identified Prebendaries”の項目で扱われている。財源としての所領の名称が特定されないからであろう。

令状④以下ではいわゆる“クーム”のプラエベンダに言及されており、それぞれがいわば背番号を帯びている。クームの原義は“狭い谷”であるというが、ウェルズ司教座ではこの名のプラエベンダが合計で15件にものぼっている。

“ウェルズ司教座でも(エクセタと同様に)征服以前からの共有管理方式がその痕跡を留め、クームという大マナの収益を15名の参事会員に一律均等に配分した。”——Kathleen Edwards, *The English Secular Cathedrals in the Middle Ages*, 1949, p. 20n. Cf. also pp. 41, 241.

令状④以下の3件は、いずれも年収額にして8マークである。クームのマナは、15件合計で120マークを拠出したことになる。やはり“大マナ”といふべきか。上記の“財布のプラエベンダ”や“貨幣のプラエベンダ”なるものは、クームのプラエベンダのいずれかであろうか。年収額からはそのようにも想定されるが、手もとの史料・文献では確認の手段がない⁹⁾。

9) ウェルズ司教座には、下記の通りクーム以外にも背番号を帯びたものがある。Milverton Prima, Milverton Secunda; Wedmore Prima …… Wedmore Quinta. しかもそれはウェルズに限らず、ソールズベリでも Bedminster Prima, Bedminster Secunda; Yetminster Prima, Yetminster Secunda がある。

[30] ①“…… a canonry and *bursal* (Burselem) prebend in Bangor [Wales] …… (1405)”—*Letters*, VI, 31f. ②“…… a canonry and *pensionary* prebend of Aberdeen [Scotland] of 20 marks …… (1343)”—*Petitions*, I, 15. ③“…… the canonry and *pensionary* prebend of Brechin [Scotland], value 6*l.* old sterling …… (1418)”—*Ibid.*, pp. 608f.

“財布のプラエベンダ”は、令状①によってウェイルズのバンガ司教座からも検出される¹⁰⁾。②③はスコットランドの事例であるが、それらには“年金のプラエベンダ”と書かれている。これも“財布のプラエベンダ”と同義であろうか。

10) ①“There are two prebends of Bangor cathedral, Llanfair and Penmynydd, but during the period 1300-1541 no person was collated to a named prebend of Bangor.”—*Fasti*, XI, 11. ②“…… the canonry and prebend, value not exceeding 40 marks, of *Nantmaur* in Bangor …… (1404)”—*Letters*, V, 616. ③“…… prebend of *Llanvihangel Ytuathe* [Llanfihangel y Traethau] in Bangor …… (1423)”—*Letters*, VII, 276. Cf. also VIII, 531; X, 74. まず①は『高位聖職者名簿』の記載であるが、その指摘の通りであれば②③はどのように説明すべきか。いずれも固有の名称を帯びている。

[31] ①“…… a canonry of Clogher [Ireland], in which church,

although there is a fixed number of canons, yet there is no distinction of prebends (*prebendarum distinctio non habetur*) …… (1398)”——*Letters*, V, 100. ②“…… Clogher, in which church, although …… and the canonries have no fixed rents (1410)”——*Letters*, VI, 232. ③“…… Clogher, in which church, although …… a yearly pension of one mark from the episcopal *mensa* has been assigned to him in place of a prebend, which is insufficient for his support (1413)”——*Ibid.*, p. 428. ④“…… the said canonry [of Clogher], which have no value (1441)”——*Letters*, IX, 193.

アイルランドのクロハ司教座に関する令状である。ここでは参事会員の定数を規定してるが、彼らのために“プラエベンダの区分がない”①。従って参事会員は、定額の給付を受けられない②。いいかえるとここでの参事会員職は、プラエベンダを伴わないことからして“無価値”すなわち年収皆無である④。参事会員はプラエベンダの代替として司教自身の“食卓”から、すなわち司教の生計費留保分から1マークの年金を配分されるが、それだけでは生計を維持するために十分でないという③。この司教座の前身は修道院か否か、その点は不明である。しかしプラエベンダを欠いていることからすれば、給養の形態において修道士と酷似している。

ここでウェイルズの聖デイヴィズ司教座における“プラエベンダ=クルサーリス”なるものに触れておこう。

[32] ①“Mandate to collate and assign to John Heywarde …… the canonry and prebend of Penfoos [St Nicholas Penffoes] in St Davids [Wales], value not exceeding 20 marks …… notwithstanding that John holds a certain other canonry and a *cursal* prebend of St Davids …… Upon obtaining the said canonry and prebend of Penfoos he is to resign his said canonry and *cursal* prebend (1405)”——*Letters*, VI, 43. Cf. also VI, 85; VII, 176,260f.,386f.,390,567; VIII, 139, 302. ②“The endowment of the six *cursal* prebends of St Davids consisted of the tithes of the parishes of St Davids and Whitchurch in Dewsland; the parishes were divided into *cylchau*, each *cylch* was divided into portions and the tithes of the portions were apportioned annually by lot to the different prebendaries …… The endowment of

the prebends circulated from cylch to cylch and the portions in question were called cursal prebends, as a result of this system the individual cursal prebends do not appear, from the evidence of contemporary sources, ever to have been distinguished by any name or number.”— *Fasti*, XI, 73. Cf. also p. 66n.

NOTE: cursalis (current) < cursus (course) < currere (to run)

令状①のプラエベンダは“クルサーリス”であるという。②は『高位聖職者名簿』の編者による解説で、形容詞“クルサーリス”の語義を説明している。聖デイヴィヰ司教座には、6件の“プラエベンダ=クルサーリス”がある。そのほかに所領名で呼ばれるものもあり、この『名簿』には16件が記載されている。令状①の聖ニコラス=ペンフォウズのプラエベンダは、その16件のうちの一つである。

引用②の解説によれば“プラエベンダ=クルサーリス”の財源は、聖デイヴィヰおよびウィチャーチの両聖堂区から調達される。両聖堂区はまずもって“cylch”すなわち“circle”なるものに分割され、さらにそれらは“portio”に分割される。問題の“プラエベンダ=クルサーリス”とは、この“ポルティオー”である。要するに両聖堂区は6件の“分け前”に細分され、6件のプラエベンダの財源になる。また“クルサーリス”の語源についていえば、この形容詞は上記の通り名詞“cursus”に、さらに動詞“currere”に由来する。この文脈では“流動的”というべきか、あるいは“可變的”とでもいうべきか。

では“流動的プラエベンダ”とは何か、何故そうに呼ばれるか。解説の文面によれば“各ポルティオーからの十分の一税は、一年ごとに抽選によって異なった参事会員に配分される”という。また“プラエベンダの拠出母体は cylch から cylch へと循環する”ということである。これを参事会員の側から見れば、財源の拠出母体が一年ごとにまさに“流動”することになる。 “同時代の史料から見る限り、流動的プラエベンダはいかなる名称でも、あるいはいかなる番号でも区別された形跡がない②。”

前出令状①の“聖ニコラス=ペンフォウズのプラエベンダ”は、所領の固有

名詞で識別される。それに対して“流動的プラエベンダ”は固有の名称をもたず、その点において“財布のプラエベンダ”と共通している。番号による区別とは、引用 [29] のウェルズ司教座のクーム第1から第15までの区別がその典型である。“流動的プラエベンダ”には、そのような背番号もない。背番号すらないという点では、やはり“財布のプラエベンダ”との顕著な共通性がうかがわれる。

* * * * *

この第3小節では、一般参事会員のプラエベンダのうちで聖堂区司祭職を財源としないものを扱った。前小節のプラエベンダは聖堂区司祭職を財源としており、これを通例と見るならば本小節のプラエベンダは異例に属する。

引用 [25] [26] では、それぞれソールズベリとベヴァリとにおける“祭壇のプラエベンダ”について述べた。これも異例ではあるが、財源が特定されている点においてはむしろ前小節の通例と共通している。

引用 [27] [28] では、それぞれエクセタとクレディトンとにおける“財布のプラエベンダ”について述べた。これは財源が特定されていない点において異例である。

引用 [29] では、ウェルズ司教座における“財布のプラエベンダ”と“貨幣のプラエベンダ”とについて述べ、両者はその実態において同一と見なされた。ほかにクームのいわゆる背番号付きのプラエベンダに言及したが、これは財源が特定されている点において通例に属するといえよう。

引用 [30] では、まずウェイルズのバンガ司教座にも“財布のプラエベンダ”があることを指摘し、さらにスコットランドのアパディーン・ブリーヒンにおける“年金のプラエベンダ”に言及した。後者も実態において“財布のプラエベンダ”であろう。

引用 [31] では、アイルランドのクロハ司教座に言及し、そこでは参事会員の定数をもちながらプラエベンダが存在しないことを指摘した。プラエベンダとは、あらためていうまでもなく参事会員職に固有の聖職禄である。し

かしクロハでは、参事会員職があるにもかかわらずプラエベンダがない。異例といえ、これこそは極端な異例であろう。

最後に引用 [32] では、ウェイルズの聖デイヴィヰズ司教座における“流動的プラエベンダ”について述べた。財源が特定されず背番号もなく、その点においては“財布のプラエベンダ”との共通性が認められた。

“祭壇のプラエベンダ”や“クーム”の背番号制のプラエベンダを別とすれば、ほかのプラエベンダは財源不特定という共通性をもっている。ここでは、これら財源不特定のプラエベンダの地理的分布に注目したい。エクセタ司教管区はイングランドの南東の突端に位置し、クレジットンもその管区に含まれる。パース=アンド=ウェルズ司教管区はこのエクセタ司教管区に隣接し、これもいわば突端に近い。聖デイヴィヰズ司教管区とバンガ司教管区とは、いずれもウェイルズの西部に位置する。クロハ司教管区はアイルランドにあり、アバディー・フリーヒンの両司教管区はスコットランドの北東部を占める。要するにカンタベリを中心として見れば、これらはいずれも“辺境”に位置している。カンタベリを震源とする波動は、辺境にまで及ばなかったということか。地理的分布からは、そのような印象を禁じえない。

最後に2件の異例に触れておこう。

[33] ①“…… a perpetual benefice without cure, called a *prebend*, in the parish church of Bromiert [Bromyard in the diocese of Hereford] …… (1427)”——*Letters*, VII, 506. / “…… a certain perpetual benefice without cure call-ed the *prebend* of the first portion in the parish church of Bronyerd …… (1428)”——*Letters*, VIII, 90. ②“…… a certain perpetual benefice called a *prebend* in the parish church of Kiluathrend [Killoran, Killluathreand, in the diocese of Achonry, Ireland] …… the said benefice, which is *without cure* …… (1440)”——*Letters*, IX, 88. Cf. also VIII, 557.

プラエベンダとは、再三指摘の通り司教座聖堂あるいは在俗参事会聖堂の参事会員職に固有の聖職禄である。しかしこの2件は聖堂区聖堂のプラエベンダであり、その点においてまさに異例に属する。ここではとりあえず、そのような事例の存在を指摘するだけに留めよう。

§ 4 参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員の代行者

司教座聖堂や在俗参事会聖堂の参事会員とその“ウィカーリウス”すなわち司牧代行者とについては、すでに本稿 § 2 “参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員(1)”でも言及されている。参事会員職に固有の聖職禄つまりブラエベンダは、しかるべき聖堂区の司祭職を財源とするばあいがある。そのばあい参事会員はその司祭職から所定の年収を取得する一方で、その聖堂区にはウィカーリウスを配属して司牧義務を代行させなくてはならない。いいかえると現地の司牧を代行者へ委任することによって、参事会員本人は司牧義務を解除された。第2小節の代行者とは、このように現地配属の代行者であった。しかし代行者は、それだけに留まらないこともある。

[34] ①“…… Roger has a chaplaincy or sinecure *vicarage* of [the cathedral church of] Wells(1345)”——*Letters*, III, 204. ②“…… the vicarage of a *stall* [stallum] in the church of Wells(1349)”——*Ibid.*, p. 296. ③“…… in the church of Wells in which he is an *installed vicar* …… (1401)”——*Letters*, V, 422. ④“…… perpetual *vicar* in the church of Wells holds also a chantry …… both without cure …… (1402)”——*Letters*, V, 519. Cf. also IX, 253f. ⑤“…… John Ospellan, perpetual vicar of the *prebendal* parish church of Crochan [Crohane] in the diocese of Cashel [Ireland], has …… neglected the cure of souls of the parishioners …… (1453)”——*Letters*, X, 635.

令状①のロジャはウェルズ司教座聖堂において代行者職を占有し、しかもそれは“閑職”つまり非司牧である。また②は、同じ司教座における“スタルム”の代行者職に言及している。さらに③では、その“スタルム”に配属された代行者なるものが述べられている。ほかに④の代行者は第2小節の一連の代行者と同様に“恒常的”という形容詞を帯びており、しかもその代行者職もやはり非司牧である。なお“スタルム”とはすでに引用 [26] で説明の通り椅子であり、この文脈では参事会員が司教座聖堂の聖歌隊席で配当される椅子である。

最後の令状⑤は、比較のために前出 [24] の④をあらためて引用したもの

である。①②③④との相違は、どの点にあるか。これらはいずれも司教座の聖堂内配属あるいは参事会配属の代行者であるが、最後のジョンは現地の聖堂区に配属されていた。要するに“恒常的代行者”には、聖堂区配属のほかにも参事会配属もありえた。令状の判読に当っては、そのような配属先の相違にも注意しなくてはならない。

[35] ①“…… a certain perpetual *vicarage* without cure in [the cathedral church of] Hereford(1419)”——*Letters*, VII, 119. ②“…… one of the *vicarage choral* in the church of Chichester [unum ex officiis vicariis stallorum nuncupatis ecclesie Cicestren.] …… and a perpetual benefice …… both of which are without cure …… (1437)”——*Letters*, VIII, 676. ③“…… (1) Walter Haydok, a canon of [the collegiate church of St John], Chester …… (2) he had held for some time, by tolerance of the ordinary of the place [the bishop of Coventry and Lichfield] and of the chapter of St John's, and was still holding, a canonry of St John's and the prebend called the forth prebend of the Cross on the south side, (3) and also the *vicarage choral* without cure, and by reason of it a stall, (4) and had received, and was still receiving their fruits etc. …… (5) together with his daily distributions whenever he was present at divine offices …… (1436)”——*Ibid.*, p. 589.

令状①の恒常的代行者職は、配属先がヘレファド司教座であり参事会配属である。②は配属先がチチェスタの司教座であり、やはり参事会への配属である。しかもそれは“聖歌隊のウィカーリウス職”と英訳されているが、ラテン語の原文では“スタルムのウィカーリウス職”であるという。③も英訳では“聖歌隊のウィカーリウス職”であるが、原文は不明である。これも“スタルムのウィカーリウス職”であろうか。

令状③について説明を補足しよう。ウォールタは、チェスタ聖ヨハネ在俗参事会聖堂の参事会員である(1)。彼はかつて管区司教と聖ヨハネ聖堂参事会との双方から寛大な認可をえて、この参事会聖堂において2件の聖職禄を占有したことがあり、また現在もそれらの占有を続けている。そのうちの1件は、同聖堂の参事会員資格に付随するもので“南側の十字架の第4番ブラエ

ベンダ”と呼ばれている(2)。聖歌隊のスタルムは、通例として南側と北側とに並行して配置される。参事会員としてのウォールタのスタルムは、南側にあったということか。

他の聖職禄1件は“聖歌隊のウィカーリウス職”であり、それに付随するスタルムである(3)。しかも彼は以前にもまた現在もこれら2件のスタルムから収益を受給し(4)、ほかに聖堂内で聖務日課の代行者としてそれに参加する時には、参加報酬として日当を受給する(5)。これは第2の聖職禄すなわち“聖歌隊のウィカーリウス職”に付随する報酬であろう。同一聖堂における複数聖職の兼任は原則として禁止されているが、このばあいは管区司教と参事会との双方からいわゆる“寛大な認可”があって実現した。

いずれにせよ“聖歌隊のウィカーリウス職”は、司教座聖堂のみならず在俗参事会聖堂にも存在した¹¹⁾。しかもそれらは、上記一連の事例のようにすべて非司牧であったと推定される。参事会においては参事会員職それ自体が非司牧であることからすれば、その参事会員職の代行者職が非司牧であるのは当然であろう。

11) “The recent petition of the perpetual vicars of the choir of the church of Exeter contained that in the said church there have been from its original foundation, as is believed, as many perpetual vicars as canons, namely twenty-four, by whom divine services are performed in the stead of the canons, and to each of whom 20s. a year is assigned from each prebend; …… that subsequently the late king Henry [IV], seeing that the said vicars possessed a certain lodging (hospicium) in the cemetery of the church of Exeter, a number of lands, tenements, rents etc. and …… granted that they should be called in perpetuity the college of vicars of the church of Exeter, one of them to be elected warden …… and should have a common seal, and have in other respects [detailed] the legal ‘status’ of a college …… (1419)” — *Letters*, VII, 123. エクセタ司教座の“聖歌隊の代行者”に関する令状である。彼らの定員・職務・年収・資産のほかに、その組織に言及され“コレーギウム”としての法身分・法人格を認められているという。正規の参事会が法人格をもつのは当然として、これは代行者の法人“コレーギウム”に言及している。

[36] ①“To John Rendall, perpetual vicar of the *prebendal* church of Mylton [Great Milton Ecclesia] …… (1460)”— *Letters*, XI, 570. ②“To Robert Flemyng [Fleming] …… holds …… the prebend of [Great] Milton [Ecclesia] …… king Henry [VI], whose chaplain he is …… (1453)”— *Letters*, X, 130. / “M. Robert Fleming 1430-67 as the prebendary of Milton Ecclesia”— *Fasti*, I, 92. ③“To Master Robert Flemming, dean of Lincoln …… is proctor [in the Roman Court] of Henry king of England, a notary [notarius] of the pope and the apostolic see …… (1458)”— *Letters*, XI, 681. / “M. Robert Fleming 1452-83 as the dean of Lincoln”— *Fasti*, I, 4.

前出引用 [24] に若干の情報を追加し、あるいは削除して再掲した。説明の便宜のために、順序も変えてある。大ミルトン=エクレーシア聖堂区はリンカン司教座のプラエベンダであり、現地には①に記載の通り恒常的の代行者としてジョンが配属されている。その時点でプラエベンダの名義上の占有者は、②に記載の通りロバートである。しかも彼は、③によれば同時にリンカン司教座の参事会長でもあった。

それのみか彼は、①で国王直属身分の礼拝所司祭であり、③では教皇庁駐在の国王の代理人である。さらに教皇との関係においては、その“ノターリウス”すなわち教皇令状の起草官の地位にあった¹²⁾。これほど高位の人物がリンカン司教座に常勤し、単なる一般参事会員の職務に専念していたとは考えられない。とすればロバートは聖堂区配属のジョンのほかに参事会へも代行者を配属したはずであるが、その情報は『教皇令状簿』から検出されない。

12) 教皇起草官については、拙稿「<史料所見> *Calendar of Papal Registers* における教皇官僚 — 1198 年から 1471 年まで」(中)北海道大学『文学部紀要』通巻 75 号(1992 年)の第 9 節・第 10 節で詳述した。またロバートのように国王直属でしかも教皇直属身分のものについては、やはり「<史料所見> 聖職者における教皇・国王への同時両属 — 1198 年から 1304 年まで」『文学部紀要』通巻 79 号(1994 年)で扱っている。この表題で“同時両属”とは、ロバートのような事例を意味する。

引用 [34] から [36] までを一括して、その要点を再確認しておこう。この第 4 小節では、参事会関係の非司牧聖職禄として一般参事会員の代行者職

を扱った。しかもその代行者とは、聖堂区配属の代行者ではなくて、参事会配属の代行者であった。参事会員のプラエベンダの財源は、常に聖堂区司祭職であるとは限らない。しかし聖堂区司祭職を財源とするときは、聖堂区に代行者を配属して彼に司牧義務を委任しなくてはならない。また一方で参事会員が常に参事会常勤とは限らず、非常勤のばあいには参事会に代行者を配属して参事会における職務を委任しなくてはならない。

参事会配属の代行者は、史料文面で“聖歌隊のウィカーリウス”とか、あるいは“スタルムのウィカーリウス”と呼ばれることもある。しかし聖堂区配属の代行者と同様に、単に“ウィカーリウス”あるいは“恒常的ウィカーリウス”と書かれることもあり、配属先によって識別せざるをえないこともある。いずれにせよ一般参事会員の聖職禄つまりプラエベンダは、それ自体が非司牧である。従って参事会配属の代行者職もまた、同様に非司牧であって当然というべきか。

§5 その他の非司牧聖職禄：礼拝堂

まず“礼拝堂”とは何か。この訳語について、筆者なりの所見を述べておこう。これはいうまでもなく“cappella: chapel”の訳語である。しかし筆者はカペラを“礼拝堂”と呼ぶ一方で、対象によっては“礼拝所”という訳語を充ててきた。何故か。

[37] ①“…… Richard Shawe, canon [canonicus] of the king of England's *free chapel* [libera capella] of St George in Windsor castle …… a canonry and prebend in the king's *free chapel* of St Stephen in Westminster palace …… (1392)”——*Letters*, IV, 426. ②“…… William Sleford, *dean* [decanus], and the *chapter* [capitulum] of St Stephen's *chapel* in the royal palace of Westminster …… the said chapel, which is *collegiate* [collegiata < collegium: college], belongs to them [the dean and chapter] …… (1393)”——*Ibid.*, pp. 462f. Cf. also pp. 328f., 506.

令状①では、ウィンザおよびウェストミンスターの国王の自由な“カペラ”

に言及されている。しかしウィンザのカペラにはカノニクスつまり参事会員が在籍し、ウェストミンスタのカペラにおいては参事会員とそのプラエベンダについて語られている。そのみか②によれば、ウェストミンスタには“デカーヌスとカピトゥルム”とが存在した。参事会長のもとに参事会が存在したということで、この文言は法人としての参事会を意味する。さらにウェストミンスタのカペラは、コレーギウムすなわち在俗参事会聖堂として構成されているという。カノニクス・プラエベンダ・デカーヌス・カピトゥルムなどは、いうまでもなく司教座参事会聖堂や在俗参事会聖堂に特有の術語である。

要するにウィンザ・ウェストミンスタの両聖堂はいずれも在俗参事会聖堂であり、呼称はカペラでも単なる“礼拝堂”ではない。筆者はこれまで独立の在俗参事会聖堂としてのカペラに“礼拝所”という訳語を充て、小規模な“礼拝堂”と区別してきた。上記の国王の自由なカペラには、従って“王立自由礼拝所”という訳語が充てられた。この第5小節の検討対象は比較的小規模な“礼拝堂”であって、王立自由礼拝所のような独立の聖堂ではない¹³⁾。

13) 拙稿「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」(上・中・下) 北海道大学『文学部紀要』通巻62・63・64号(1988年)；「中世イギリスの“王立自由礼拝所”——J. H. デントンの所説に関する覚書」(上・下)『文学部紀要』通巻65・66号(1989年)；「＜再説＞ロンドン聖マルティヌス大聖堂——J. H. デントンの所説に関する覚書」『文学部紀要』通巻67号(1990年)。ロンドン聖マルティヌス大聖堂は、王立自由礼拝所のまさに筆頭格に相当する。

では、次の事例をどのように理解するか。

[38] ①“…… the *chapel* of St Andrew the Apostle, which is *parochial* [parochialis] and is situate within the bounds of the parish of the parish church of Stalham in the diocese of Norwich …… (1443)” — *Letters*, IX, 333f. ②“…… (1) the villages (villarum siue villagiorum) of Willestourne [Wilstone] …… in the parish of Trynge [Tring] in the diocese of Lincoln …… (2) the said villages are an English mile distant from the said parish church, to which it is very often

burdensome for the said inhabitants to go for mass and other divine offices, for baptisms and other sacraments and sacramentals, especially in winter, on account of floods, the dangerous crossing of wooden bridges, perils of the roads, frequent tempests and divers other impediments, and (3) that in consequence children sometimes die without baptism and the sick without the sacraments; and (4) that in the said village of Willestourne there has been founded a *chapel* of the Exaltation of Holy Cross in which mass etc. can be celebrated, marriages solemnized, women churched, children baptized and other sacraments and sacramentals administered (5) to grant licence and faculty to have a font erected in the said chapel, and after the chapel has been erected and built, to have mass etc. celebrated in perpetuity therein (1444)"—*Letters*, IX, 461f. Cf. also pp. 63,101,112,203f.,216,255f.,285f.,335,480f.,557; X, 62. ③ "..... to found and build in the place called Cotle situated within the said bounds [of the parish of the church, which is *parochial*, of the said [Cistercian] monastery [of Melrose in the diocese of Glasgow, Scotland] a *chapel*, with font, cemetery and other *parochial* 'insignia,' in which chapel the *cure of souls* of the said parishioners shall be exercised (1443)"—*Letters*, IX, 412f. Cf. also VIII, 342f. ④ "..... the parish church or *chapel* with cure of St Michael at the south gate of Oxford in the said diocese [of Lincoln] (1431)"—*Letters*, VIII, 387. ⑤ "..... a chaplain, to celebrate mass etc. daily in the *chapel* of the said place [Little Stanway in the diocese of London], which is a *daughter chapel* of the said [parish] church [of Stanway] (1431)"—*Ibid.*, p. 322.

令状①の聖アンドレアのカペラは“パロキアーリス”であり、しかもリンカン司教管区のスタラム聖堂区の管轄領域内に位置している。では“聖堂区の礼拝堂”とは何か。その意味を知るために、いささか冗長ではあるが、令状②を(1)から(5)までの5項目に区分してその順序で説明しよう。

リンカン司教管区のトリング聖堂区には、ウィルストンなど4村落がある(1)。これらの村落は聖堂区聖堂から1マイルほどの距離にあり、とりわけ冬季間には住民にとってミサなどへの出席が至難である(2)。新生児は洗礼を受

けることなく死亡し、病人も終油を受けずに死亡することがある(3)。そのような状況のもとでウィルストンではカペラの基礎工事が完了し、ミサをはじめとして住民の司牧の条件整備がなされている(4)。

以上が住民からの請願要旨の反復であり、以下(5)にこの令状の本文が続く。令状はそのカペラに洗礼盤を設置すること、またカペラが竣工し献堂式を終えたら、そこで聖堂区本聖堂に準じて恒常的に聖務を執行することの認可を与えた。要するにこのカペラは、本聖堂から遠い住民のために派出所つまり支聖堂として認可された。“chapel of ease”ということばがある。字義通りにいえば“便宜礼拝堂”である。本聖堂あるいは母聖堂から遠い住民のための支聖堂あるいは娘聖堂である。

令状①の“カペラ=パロキアリス”すなわち“聖堂区の礼拝堂”とは、聖堂区所属の礼拝堂であり、本聖堂に対する支聖堂であろう。令状③の新設予定のカペラも“聖堂区の礼拝堂”であり、しかも司牧の執行が明記されている。この第5小節の礼拝堂は、非司牧聖職禄としての礼拝堂である。従って“聖堂区の礼拝堂”は、司牧聖職禄であることからして以下の一連の礼拝堂から区別される。

令状④には“聖堂区聖堂あるいは礼拝堂”と書かれており、しかもそれは司牧聖職禄である。過去にカペラであったことの名残か。⑤の礼拝堂は、聖堂区の母聖堂に対して“娘礼拝堂”であるという。

[39] ①“To Robert Sprotlay and …… perpetual *chaplains* [capelani] of the *chantry* [cantaria < cantare: to sing] of the late John duke of Lancaster and Blanche his wife, founded in the [cathedral] church of London …… the said *chantry*, which is *without cure* …… (1455)” — *Letters*, XI, 14f. ②“…… the several benefices *without cure* called chantries in the [cathedral] church of Chichester, wont to be assigned to persons in priest's orders, called stall vicars …… (1451)” — *Letters*, X, 103. Cf. also VIII, 676. ③“…… Thomas de Tulach [Tullach], perpetual *chaplain* in the [cathedral] church of Brechin [Scotland] …… the said *chaplaincy*, *without cure* …… (1445)” — *Letters*, IX, 439. ④“…… Patrick de Brynnech, perpetual *chaplain* at the altar [altare] of St Thomas the Martyr in the [cathedral]

church of Moray [Scotland] …… the said *chaplaincy, without cure* …… (1444)”——*Ibid.*, p. 447. ⑤“…… in the collegiate church of Bothuil [St Mary, Bothwell] in the diocese of Glasgow [Scotland] a certain perpetual *chaplaincy* without cure …… (1437)”——*Letters*, VIII, 641f.

令状①のロバートほか1名は恒常的“カペラーヌス”であるが、所属先はロンドン司教座聖堂内の“カンターリア”であって“カペラ”とは書かれていない。しかしカンターリアとはミサを“歌う”場所であり、カペラそれ自体である。従ってカンターリアとカペラとは、用例においても互換性が認められる。たとえば次の引用[40]の①がそれである。

令状②のチチェスタ司教座の事例もカンターリアであるが、これらは“スタルムのウィカーリウス”へ配当されるという。この“聖歌隊の代行者”なるものについては、前小節で言及されている。なおこの代行者は、慣例として品級において司祭であった。

令状③④も司教座のカペラーヌスの事例であり、④では“殉教者聖トマスの祭壇”のカペラーヌスと書かれている¹⁴⁾。カペラにせよカンターリアにせよ、それぞれに祭壇があるのは当然で、①②もまた祭壇のカペラーヌスであることに変わりがない。いずれにせよこれら4件は、すべて非司牧であるという。最後の令状は在俗参事会聖堂に関するもので、そこでも司教座と同様に非司牧のカペラーヌスが検出される。

14) ①“…… one of the vicarages choral in the church of Chichester …… and a perpetual benefice called a *chantry* at the *altar* of St Pantaleo in the said church, both of which are *without cure* …… (1434)”——*Letters*, VIII, 676. ②“…… warden of the *chantry* or *altar* of St Laurence in the church of York …… the said *chantry*, which is called a ‘personatus’ …… (1435)”——*Ibid.*, p. 540. ③“…… the perpetual *chaplaincy, without cure*, at the *altar* of St Clement in the church of the Benedictine monastery of Holy Trinity, Caen, in the diocese of Bayeux …… (1428)”——*Ibid.*, p. 10. ④“…… perpetual *chaplaincy* at the *altar* of SS Martin and Agatha in the church of Avranches, *without cure* …… (1441)”——*Letters*, IX, 168. ⑤“…… perpetual *chaplaincy* at the *altar* of St Mary de Orto in the church

of Rouen …… the above chaplaincy, which is *without cure* …… (1445)”——*Letters*, IX, 489. ⑥“…… a perpetual *chaplaincy* without cure at St Catherine’s altar in the parish church of Saint-Nicase, Rouen …… (1444)”——*Letters*, VIII, 428. ⑦“…… the perpetual *chaplains* in the [collegiate] church of St Mary, Sowthwell [Southwell], in the diocese of York, living therein in common …… (1427)”——*Letters*, VII, 569. Cf. also p. 688 (INDEX, as *vicars choral*). 令状①には“聖歌隊の代行者”のほかに“祭壇のカンターリア”の文言が見られ、いずれも非司牧である。②では“カンターリア”と“祭壇”とがいわば互換的に用いられている。またこの令状には“ペルソーナートゥス”と書かれているが、この文脈での“ペルソーナートゥス”の意味は不明である。令状③から⑥までは、フランスのしかも“祭壇のカペラーヌス”に関する記録であり、同様に非司牧である。最後の⑦のカペラーヌスは、刊本『教皇令状簿』の編者によれば“聖歌隊の代行者”である。なお“ペルソーナートゥス”については、前稿末尾の【付録】を参照されたい。

[40] ①“…… chanter [cantor] of the *chapel* called a *chantry* of Holy Trinity in the parish church of Horshamm [Horsham] in the diocese of Chichester the said *chantry* without cure …… (1438)”——*Letters*, VIII, 673. ②“…… perpetual *chaplain* in the parish church of Holy Trinity, St Andrews [Scotland] …… the said *chaplaincy*, without cure …… (1428)”——*Ibid.*, p. 15. ③“…… perpetual *chaplain* in the [parish] church of St Clement, Dundee [Dundee] in the diocese of Brechin [Scotland] …… the said *chaplaincy* without cure …… (1442)”——*Letters*, IX, 323f. ④“…… a certain perpetual ecclesiastical benefice without cure, called a *chantry* …… in the chapel of the Annunciation of the same St Mary in the said parish church [of Burrough Green in the diocese of Ely] …… (1456)”——*Letters*, XI, 115.

いずれも聖堂区聖堂の事例であり、それぞれに非司牧のカペラーヌスが在籍する点において上記一連の司教座聖堂と共通している。逆にいえばカペラーヌスは、司教座聖堂のみならず聖堂区聖堂所属のばあいもあり、しかもやはり非司牧である。

なお令状①は、カペラとカンターリアとの互換性を明記している¹⁵⁾。そのことからすれば、冒頭の“カントル”は、“カペラーヌス”と互換性をもたないか。またこの令状では、2度にわたって“カンターリア”に言及されてい

る。第1のカンターリアは、カペラと互換されることからして“礼拝堂”であろう。第2のカンターリアは、非司牧であることからしてカントルの職であろうか。令状④のカンターリアはカペラ所属の聖職禄であり、これもカントル職であろう。

15) “…… perpetual chaplaincy, called a chantry [in the church of Lincoln] without cure …… (1427)” — *Letters*, VII, 565. これも互換性の事例である。

[41] ①“…… the *chapel* or *chantry* without cure of St Nicholas de Roughholm, Gressenhale [Gressenhall in the diocese of Norwich] …… (1428)” — *Letters*, VIII, 66. ②“…… the *chantry* of the church [or chapel ?] of St Mary situate within the bounds of the parish church of Panyng [Poynings in the diocese of Chichester] …… without cure …… (1429)” — *Ibid.*, p. 81.

これらもまた非司牧のカンターリアに関する令状であるが、刊本『教皇令状簿』では実態が見えてこない¹⁶⁾。

16) ①“To Thomas Newman, warden of Mydlyngton [Middleton] *chantry* in the parish church of Wapenhem [Wappenham] in the diocese of Lincoln …… the said *chantry*, which has cure and is an incompatible benefice …… (1439)” — *Letters*, IX, 59. ②“To Thomas Newman, chanter (cantori) of Mydlynton [chantry] in [the parish church of] Wapenham …… the chantry (cantoria) of the above church, which is a principal elective dignity with cure …… (1441)” — *Ibid.*, p. 166. Cf. also p. 114. ③“…… the church or pious place called *chantry* within the bounds of the town of Tatheshall [Tattershall] in the diocese of Lincoln, which the said baron's progenitors founded and endowed for thirteen priests, chaplains, and as many poor(1435)” — *Letters*, VIII, 528. 聖堂区聖堂内のカンターリアで、しかも司牧聖職禄である点において注目される。なお令状③のカンターリアは、司祭定員13名ということで、実態において在俗参事会聖堂であろう。

[42] ①“…… the wardenship [custodia < custos: warden, keeper] without cure of the *free chapel* [libera capella] of Chrawardyn [Shrawardine] in the diocese of Hereford …… (1437)” — *Letters*,

VIII, 656. ②“…… the wardenship without cure of the *free chapel* of Haveringmore [Haveringmere] in the diocese of Ely …… (1437)”——*Ibid.*, pp. 631f. Cf. also p. 659. ③“…… rector of the *free chapel* of Crombe Abytot [Croome D’Abitot] in the diocese of Worcester …… to hold with the said *chapel*, without cure …… (1434)”——*Ibid.*, p. 483. Cf. also pp. 18,116. ④“…… rector of the *free chapel* (de) Rusell alias de Paleis [Chapelrussell] in the diocese of Limerick [Ireland] …… the said rectory or *chapel*, without cure …… (1455)”——*Letters*, XI, 253f. ⑤“…… the *chantry* without cure of SS Stephen and Thomas the Martyr by the town of Rommene [New Romney] in the said diocese [of Canterbury], called a *free chapel* …… (1437)”——*Letters*, VIII, 628. ⑥“To John Bagot, master of the hospital or *free chapel* of Clothale [Clothall] in the diocese of Lincoln …… the *free chapel* of [or ?] the hospital of St Mary Magdalen of Clothale …… without cure …… (1446)”——*Ibid.*, p. 310.

これらは“リーベラ=カペラ”すなわち自由礼拝堂に関する令状であり、令状①②ではその“クーストース”について、また③④では“レークトル”に言及されている。語感からすればクーストースとは施設の管理責任者であり、レークトルは信仰の指導監督者であろう。レークトルは、聖堂区の司祭を意味することが多い¹⁷⁾。しかしこのばあいは、一方のクーストースとともに礼拝堂勤務の司祭者であろう。なお令状⑤ではまず“カンターリア”に言及され、それが“リーベラ=カペラ”と呼ばれている。また⑥では自由礼拝堂と施療院とが互換的に用いられている。いずれにせよ、これらはすべて非司牧である。

17) “…… Robert Semer, *rector* of the *altar* of St Michael in the church of York …… (1427)”——*Letters*, VII, 500f. これは“祭壇のレークトル”の事例である。

“リーベラ=カペラ”には前出引用 [37] でも言及されているが、それらはいずれも王立の“自由礼拝所”であり、組織編成において在俗参事会聖堂であった。ではこれら4件もやはり在俗参事会聖堂であろうか。当面の推定を述べるならば、在俗参事会聖堂ではなくておそらく小規模な“礼拝堂”であ

ろう。在俗参事会聖堂であれば参事会員のプラエベンダがあり、そのプラエベンダとの関連で『教皇令状簿』に頻出する。しかしこれら4件に関してはプラエベンダの情報がなく、カペラそれ自体についても情報が乏しい。

いずれにせよこれら4件の礼拝堂では、司祭者の職がすべて非司牧であるという。なおカペラーヌスとクーストースとは互換的に用いられることもある¹⁸⁾。

18) ①“To Richard Bryan, perpetual chaplain called *warden* (guardiano) of the *chapel* of Knoll [Knowle] in the diocese of Coventry and Lichfield …… (1439)” — *Letters*, IX, 63. ②“…… the perpetual benefice without cure called a *mastership* [≡ *magister*] or *wardenship* in the church [hospital or *free chapel*] of St John Baptist, Tenby [in the diocese of St Davids, Wales] …… (1431)” — *Letters*, VIII, 462. ③“…… the *wardenship* without cure of the *chantry* in the *chapel* of Holy Cross within the parish church of Attilburgh [Attleborough] in the diocese of Norwich …… (1423)” — *Letters*, VII, 281. / “…… *master* or *warden* of the *chantry* of Holy Cross …… for five *chaplains*, one of them to be called *master* or *warden* …… (1423)” — *Ibid.*, p. 279. 令状①ではカペラーヌスとクーストースとが、また②③では、クーストースとマギステルとが互換的に用いられている。なお③の後半では、カペラーヌスの定員として5名が想定されており、実態において小規模な在俗参事会聖堂であろうか。

[43] ①“…… the *chapel*, lately founded, of St Mary the Virgin [of Grace] in the common pastures of Andancton [Adamton], and within the lordship of Lykylesteuart [Kyle Stewart, in the diocese of Glasgow, Scotland] …… the said *chapel*, still void, without cure …… (1446)” — *Letters*, IX, 548. / “…… rector of the *chapel* of St Mary Grace’s …… (1446)” — *Ibid.*, p. 568. ②“…… the chapel in Rydon [Roydon], in the diocese of Norwich and the *chapel* of Mote [Moat] in the diocese of Chichester, both without cure …… (1442)” — *Letters*, IX, 278f. / “…… the *chapel* of St Mary, situate on the gate of the said manor [de la Moat], and of the patronage of the lord of the said manor …… the rector of the said *chapel* …… (1467)” — *Letters*, XII, 608. ③“…… the rectory without cure of the *chapel* of Martell [Ardkilmartin in the diocese of Limerick, Ireland] ……

(1461)"— *Ibid.*, p. 111.

文面では単に“カペラ”とだけ書かれており、自由礼拝堂か否かは不明である¹⁹⁾。しかしいずれにも“レークトル”が配属され、また非司牧である点において上記の自由礼拝堂と共通している。令状①のカペラはカイル=ステュアトの“lordship”の中にあり、また②のカペラはマナの門に接して配置されており、マナの“lord”のパトロン権のもとにある。いずれもマナ領主の私的礼拝堂ではないか²⁰⁾。

19) ①“To Henry Penwortham, rector of the *free chapel* of Witlesfordebrigge [Whittlesford Bridge] in the diocese of Ely …… (1418)”— *Letters*, VII, 42. / “To Henry Penwortham …… the *chapel* without cure of Wytelesfordebrygge …… (1426)”— *Ibid.*, p. 471. ②“…… the *free chapel* of St Laurence in the diocese of Rochester …… (1423)”— *Ibid.*, p. 281. / “…… the *chapel* without cure of St Laurence [in the diocese of Rochester] …… (1423)”— *Ibid.*, p. 286. 一方で“自由礼拝堂”と書かれているものが、他方では単に“礼拝堂”と書かれている。いいかえると単に“礼拝堂”とだけ書かれていても、実態においては“自由礼拝堂”であることが少なくない。

20) ①“To John Wynturshulle, lord of Wynturshulle [Wintershill] in the diocese of Winchester …… to have in the *chapel* of the said manor [of Wintershill] distant from its parish church of Shaldeforde [Shalford], mass and other divine offices celebrated by his own or other fit priest, in presence of himself and his household, and of the sick and weak inhabitants of the manor village …… (1430)”— *Letters*, VIII, 172. ②“To William FitzHugh, baron and lord of Ravenswath [Ravensworth] in the diocese of York. Indult for himself and his wife and children to have, in time of interdict, mass etc. celebrated, *privately*, in his manorial *chapels* (1432)”— *Ibid.*, p. 406. ③“…… the priests and chaplains of the *chapels* within the royal manors …… *without prejudice*, however, to *parish churches* …… (1442)”— *Ibid.*, p. 240. いずれも“マナの礼拝堂”に対して、ミサ等の聖務日課の執行を認可したものである。②では“私的に”と書かれており、③では“聖堂区聖堂の権益を侵害しない”ことが条件とされている。マナ村落の住民に関しては、①で対象が病者・弱者に限定されている。これも聖堂区聖堂の権益に配慮したものか。

[44] “…… a certain piece of the true Cross of our Lord was

miraculously translated from beyond the seas to the *chapel* of the Holy Cross near the said town of Pebelys [Peebles in the diocese of Glasgow, Scotland] …… sometime by a secular priest, sometime by a Trinitarian friar …… [to] erect the said *chapel*, which has not hitherto been collated as a title of a perpetual benefice, into such a benefice without cure for a secular priest or clerk …… value not exceeding 8*l.* sterling …… (1463)” — *Ibid.*, pp. 168*f.*

このカペラは、伝承によればイエスの十字架の破片を保管しているという。かつて在俗の司祭1名がこれを管理し、後には聖三位一体修道会の修道士1名がその任務を帯びたこともある。ここで注目されるのはむしろ後半である。これまでこのカペラは、恒常的聖職禄の“権原”を帯びたものとして授与されたことがなかったという。この令状は新規に恒常的聖職禄としての権原を設定するもので、非司牧のしかも年収額8ポンド未満の聖職禄になった。司祭者の定員は1名で、在俗の司祭かあるいは聖職者として剃髪を受けていれば品級において司祭でなくともよい。引用 [39] 以下の非司牧のカペラとは、いずれも定員1名か2名程度の小規模な礼拝堂であろう²¹⁾。

21) “…… the recent petition of William Asenhill, knight, temporal lord of the place of Gyldenmoerdeon [Guilden Morden] in the diocese of Ely (containing that out of his special devotion towards the church of the Cambridge house of Carmelites he has *for the welfare of the souls of himself and his late wife* founded a perpetual *chaplaincy* or *chantry* in the said church, and endowed it for a perpetual *chaplain* to say masses and other divine offices therein in perpetuity …… (1440)” — *Letters*, IX, 119. 定員はこの事例においても1名であり、またここではカペラの寄進者の寄進の動機が書かれている。本人と亡妻との救霊のためである。

[45] ①“…… the cause which lately arose between them [the Augustinian prior and convent of Taunton] and the *parishioners* of the *chapels* of Stapulgrave [Staplegrove] and St James [Taunton], Stoke, Russheton [Ruishton], Corff [Corfe], Wylton [Wilton] and [Taunton] castle (*de Castro*), dependent on the parish church of St Mary Magdalene [Taunton], in the diocese of Bath [and Wells] …… about the *cure of souls* of the said parishioners …… (1415)” —

Letters, VI, 486. ②“…… the *chapel* of St Laurence in the castle of Dyngwel [Dingwell in the diocese of Ross, Scotland] of the patronage of laymen, by the resignation of John de Dyngwel its rector …… (1445)” — *Letters*, IX, 464. ③“…… the *chapel* of the castle of Dangu in the said diocese [of Rouen, France] of the patronage of laymen, without cure …… void, by the death of its rector, John Norhanton …… (1444)” — *Ibid.*, p. 428.

いずれも“城塞内のカペラ”に関する令状である。①は係争に言及しており、その一方の当事者は“カペラの聖堂区住民”である。カペラとはステイブルグロウヴ礼拝堂をはじめとしてトーントン城塞内の礼拝堂まで7件におよび、しかもそれらはすべてトーントンのマグダラの聖女マリア聖堂区聖堂の娘礼拝堂である。争点は聖堂区住民の司牧権限であるという。要するにこの城塞内の礼拝堂もまた、聖堂区聖堂の娘礼拝堂として司牧を分担していたことになる。

令状②には司牧・非司牧のいずれとも書かれていない。令状③はフランスの事例で、非司牧と明記されている。城塞内のカペラとは、主として城塞構成員の礼拝の便宜のために設置されたものであろう。しかし①のような事例からすれば、聖堂区聖堂の娘礼拝堂として司牧を分担することもありえたと考えられる。いいかえると、城塞内礼拝堂であるからといって、すべてが非司牧とは限らない。また城塞といえばおそらくすべてにカペラがあり、カペラのない城塞は考えがたい。しかし『教皇令状簿』では、城塞内のカペラに関する情報が極度に少ない。

[46] “…… the *chapel* without cure called de Kalendarie (? the chapel of a guild of Kalendars) in the diocese of Canterbury …… (1423)” — *Letters*, VII, 285. Cf. also p. 632 (Index).

これは刊本『教皇令状簿』の編者の推定によればカレンダ製造業者のギルドの礼拝堂であり、やはり非司牧である。ギルドも独自にカペラをもっているが、刊本『教皇令状簿』ではその関連の情報が少なく、しかも司牧・非司牧の別にまで言及していない。

[47] “…… the *compatible* [compatibilis] *chapel* of Maperton in

the diocese of Wells …… (1421)” — *Letters*, VII, 220.

このカペラは、形容詞“コムパティビリス”を帯びている。“両立可能な”とは他の司牧聖職禄との兼任を許容するということで、間接的にこのカペラ自体は非司牧であることを意味する。この形容詞に関しては、すでに前稿第2節で述べている。

[48] “…… the house or chapel of St Anthony without the walls of York of the said order [of St Augustine] is dependent on, and is subject and wont to pay a yearly pension to the said house of [St Anthony, London] …… (1446)” — *Letters*, IX, 527.

修道会系の“家”あるいは“礼拝堂”と呼ばれるものの事例として追記した。非司牧か否か、その点までは不明である。ともあれ施設の名称としての“カペラ”は、当然のことながら修道会でも用いられていた。

* * * * *

この第5小節では、その他の非司牧聖職禄としての“カペラ”を、すなわち比較的小規模な“礼拝堂”をあつかった。

しかし引用 [37] では、同じ“カペラ”でもまずウィンザおよびウェストミンスターの国王の“自由なカペラ”に言及した。ウィンザ・ウェストミンスターの両聖堂はいずれも在俗参事会聖堂であり、呼称はカペラでも単なる“礼拝堂”ではない。筆者はこれまで独立の在俗参事会聖堂としてのカペラに“礼拝所”という訳語を充て、小規模な“礼拝堂”と区別してきた。この第5小節の検討対象は比較的小規模な“礼拝堂”であって、王立自由礼拝所のような独立の聖堂ではない。

また引用 [38] では、史料の文面で“カペラ=パロキアリス”すなわち“聖堂区の礼拝堂”と書かれているものに言及した。要するにこのカペラは、本聖堂から遠い村落住民のための派出所つまり支聖堂であった。従って“聖堂区の礼拝堂”は、司牧聖職禄であることからして以下の一連の礼拝堂から区別される。

引用 [39] では、史料文面で“カンターリア”すなわちミサを“歌う”場所と書かれているものに言及した。しかもカンターリアとカペラとの2語は用例においても互換性が認められ、事実上の同義語でありえた。またカペラのうちでもカンターリアと互換的に呼ばれるものは、やはり比較的小規模の“礼拝堂”であり非司牧である。なおこの引用におけるカペラは、いずれも司教座聖堂の内部に設置されている。

引用[40]の対象もやはりカンターリアあるいはカペラであるが、前出[39]の事例とは異なって、設置場所は聖堂区聖堂の内部である。カペラーヌスは司教座聖堂のみならず聖堂区聖堂所属のばあいもあり、しかもやはり非司牧である。なお引用 [41] では、史料の記載状況に言及した。それらもまた非司牧のカンターリアに関する令状であるが、刊本『教皇令状簿』だけでは実態が不明のものも少なくない。

引用 [42] では、史料文面に“リーベラ=カペラ”すなわち“自由礼拝堂”と書かれているものに言及した。“リーベラ=カペラ”には前出 [36] でも言及したが、それらはいずれも王立の“自由礼拝所”であり、組織編成において在俗参事会聖堂であった。しかし引用 [42] の事例はおそらく小規模な“礼拝堂”であって、在俗参事会聖堂ではない。またこれらの令状では、カペラーヌスに言及されず、礼拝堂の“クーストース”や“レークトル”に言及されている。レークトルは、聖堂区の司祭を意味することが多い。しかしこのばあいは、一方のクーストースとともに礼拝堂勤務の司祭者であろう。これら礼拝堂司祭者の職も、すべて非司牧と書かれている。

引用 [43] では、史料文面に単に“カペラ”と書かれており、自由礼拝堂か否かは不明である。しかしいずれにも“レークトル”が配属され、また非司牧である点において上記の自由礼拝堂と共通している。マナ領主の私的礼拝堂ではないか。

引用 [44] では、小規模礼拝堂の司祭者の定員に言及した。引用 [38] 以下の非司牧のカペラとは、いずれも定員1名か2名程度の小規模な礼拝堂であろう。

引用 [45] では、城塞内のカペラに言及した。城塞内のカペラとは、主と

して城塞構成員の礼拝の便宜のために設置されたものであろう。しかし城塞内礼拝堂であるからといって、すべてが非司牧とは限らない。状況に応じて、聖堂区住民の司牧を分担することもありえたといえよう。

ほかに3件の令状を引用した。いずれも特異な情報を伝えている。引用[46]のカペラはカレンダ製造業者のギルドの専用礼拝堂と推定され、やはり非司牧である。引用[47]のカペラは形容詞“コムパティビリス”を帯びており、間接的に非司牧であることを示唆している。最後に引用[48]は、修道会系の“家”あるいは“礼拝堂”と呼ばれるものの事例として追記した。

いずれにせよカペラと呼ばれるものは、実態において多様である。引用[37]は、実態において在俗参事会聖堂であった。引用[38]の“聖堂区の礼拝堂”は、本聖堂の派出所としてある程度の司牧義務を遂行した。引用[39]以下は文言に不明確なところもあるが、すべて非司牧の小規模礼拝堂であろう。非司牧の聖職禄といえ、この種の小規模礼拝堂もそれである。

§6 その他の非司牧聖職禄：施療院・大学

最後に“その他の非司牧聖職禄”として、施療院と大学とに簡単に触れておこう。

[49] ①“…… the poor *hospital* of Geratblathan [Strathblane in the diocese of Glasgow, Scotland], *with cure* …… (1429)”——*Letters*, VIII, 100f. ②“…… the poor *hospital* of Strathblathan …… *with cure* …… void and reserved by the death of William de Chonigan, its rector …… (1429)”——*Ibid.*, p. 102. ③“…… the *hospital* in the place of Polmade …… to which is annexed the parish church of Strablane [sic] …… (1454)”——*Letters*, X, 623f. ④“…… the poor *hospital* of St Andrew, Denwall' in Wyrall' [Denhall], to which the parish church of Bourton in the said diocese [of Coventry and Lichfield] is annexed …… holds the said hospital and church, as a compatible benefice, nevertheless, inasmuch as the said hospital is, especially on account of the said church, called by some an incompatible benefice …… (1452)”——*Ibid.*, p. 128f.

令状①から⑤までは同一の救貧施療院に関するもので、①②の文面によれば司牧聖職禄であり、まさに司牧聖職禄であることにおいてきわめて異例に属する。誤植か。2度にわたって誤植とは考えがたい。では司牧聖職禄であるといわれるのは何故か。それは③に記載の通り、ストラスブレインの聖堂区聖堂なるものが付属しているからであろう。④でも同様に聖堂区聖堂が付属していることからして、一部から“両立不可能”の聖職禄であるかのように主張されたという。この文脈での“両立”とは“兼任”であり、兼任不可能とは司牧聖職禄を示唆する。

[50] ①“…… William Feyse, warden called master of the *hospital* of SS John [Baptist] and Anthony, Lutterworth [Lutterworth], in the diocese of Lincoln …… the wardenship or mastership has *no cure of souls* …… has been and is compatible, and may in future be held with any benefice with cure or otherwise incompatible …… (1436)”—— *Letters*, VIII, 553. ②“…… the rectorship *without cure*, called the wardenship, of the *poor hospital* of Denwall in the diocese of York …… (1427)”—— *Ibid.*, p. 16.

令状①の施療院の院長職は非司牧と明記され、しかも“両立不可能”の聖職禄との両立が可能であるという。“両立可能”とは、すでに述べたように非司牧であることを意味する。②は非司牧と明記しており、施療院の院長職に関してはこれが通例である。

要するに施療院の院長職に関しては、引用 [49] のように僅少のまぎらわしい事例もある。しかし刊本『教皇令状簿』で見ると、圧倒的多数が非司牧である。

[51] ①“…… a certain perpetual benefice or office *without cure*, called the *rectorship* of the college of St Mary and All Saints in the university of Oxford …… (1438)”—— *Letters*, IX, 35. ②“…… the *wardenship without cure* of the college or hall de Valens Marie [Valence Mary (Pembroke College), Cambridge] in the said diocese of Ely …… (1438)”—— *Letters*, IX, 36. ③“…… the *provostship without cure* of the royal college called Oriell [Oriell] in the university of Oxford …… (1445)”—— *Ibid.*, p. 497. ④“To Robert Wodelarke,

rector called *provost* of the royal college of SS Mary and Nicholas, Cambridge, in the diocese of Ely …… the said *provostship*, which has *cure* …… (1470)”— *Letters*, XII, 753. ⑤“…… the *wardenship*, an office *without cure*, of the new college in the diocese of Winchester …… (1435)”— *Letters*, VIII, 529. / “…… the perpetual office called the *wardenship* of the college of St Mary, Winchester, *without cure* …… (1453)”— *Letters*, X, 127.

NOTE: College of St Mary, at Winchester, sometimes called Wykeham College, a seminary for the College of St Mary Winchester, commonly called New College, in the University of Oxford— Dugdale, *op.cit.*, pp. 1380f.

大学の学寮長は、これらの事例から知られるようにレークトル・クーストース・プラエポシトゥスなどと呼ばれる。では学寮長職は司牧か非司牧か。その点については『教皇令状簿』の情報が極端に少なく、ここでは令状④まで非司牧3件と司牧1件の合計4件を指摘するだけに留めざるをえない。

なお令状⑤のウィンチェスタの“コレーギウム”とは、注記の通りオクスファードの同名の学寮のいわば予備校である。そのクーストース職もまた非司牧であるという。

* * * * *

この第6小節では“その他の非司牧聖職禄：施療院・大学”として、施療院の院長職と大学の学寮長職とに簡単に触れた。

引用 [49] および [50] では、施療院の院長職を扱った。僅少のまぎらわしい事例もあるが、刊本『教皇令状簿』で見る限り圧倒的多数が非司牧であった。引用 [55] では、オクスファード・ケムブリヂの学寮長職のほかにウィンチェスタの“コレーギウム”の学寮長職にも言及した。検出件数では、非司牧の事例が多い。しかし検出件数それ自体が少ないので、安易な一般化は避けておこう。

《おわりに》

本稿は表題に記載の通り、前稿「中世後期イギリスの聖職禄に関する覚書——術語の分類・整理」の“追補”である。前稿は4節と〔付録〕とで構成されていたので、本稿はいわば第5節に相当する。前稿が主として司牧聖職禄を扱っているのに対して、本稿では非司牧聖職禄に関する史料情報を検証した。説明の便宜から、この第5節を次の6小節に分けた。第2小節・第3小節は、財源の種類による区分である。

- §1 参事会関係の非司牧聖職禄：要職参事会員
- §2 参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員(1)
- §3 参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員(2)
- §4 参事会関係の非司牧聖職禄：一般参事会員の代行者
- §5 その他の非司牧聖職禄：礼拝堂
- §6 その他の非司牧聖職禄：施療院・大学

各小節の末尾ではそれぞれの要約がなされているので、ここではもはや内容を反復しない。非司牧聖職禄に関する術語の分類・整理として、このような小節の区分が果たして適切であるか。その点の吟味は筆者自身にとっても今後の課題であり、今回の作業は将来の再検討に向けて作業仮説の提示を意図したものである。

付録

聖堂区関係の非司牧聖職禄：主としてアイルランド

本稿執筆の過程で、アイルランドにはイングランドの通念で説明しえない事情がいくつか判明した。しかしそれを本文に挿入すれば説明が繁雑になるので、これを〔付録〕とした。

まず前稿第3節の副題を想起されたい。その副題には“聖堂区関係の司牧聖職禄”と書かれていた。聖堂区とはそもそも司牧の管区であるから、聖堂区関係の聖職禄は司牧聖職禄であって当然である。では以下の事例はどのように理解すべきか。

[52] ①“…… the said rectory [of Keadew, Ireland] which is without cure …… (1401)”— *Letters*, V, 373. Cf. also pp. 453f. ②“…… his perpetual benefice without cure called the rectory of Kedy [Keadew], which is not in any church …… (1407)”— *Letters*, VI, 121. Cf. also VII, 483,503; VIII, 605. ③“…… rector of the parish church of St Bridget, Nurnagy [Urney] alias Kade [Keadew], …… the said rectory, without cure …… (1466)”— *Letters*, XII, 513f.

これらは“レークトル”職に関する記録であるが、文面には紛れもなく非司牧と明記されている。誤植かあるいは刊本編者の誤記か。一度だけならその可能性もあろうが、これだけの事例があれば、もはや誤植でも誤記でもない。レークトルとは一般に聖堂区の司祭を意味し、聖堂区司祭が“非司牧”であるというのはまさに形容矛盾である。

地名の発音が不明なので頭文字で説明しよう。令状②では“彼の非司牧の恒常的聖職禄がK聖堂区のレークトル職と呼ばれる”といわれ、しかもそれは“いずれの聖堂内にも存在しない”と書かれている。それに対して最後の③では“UあるいはKの聖ブリダト聖堂区聖堂のレークトル職”と明記されており、やはり非司牧であるという。

では令状②・③の記載の相違をどのように解釈するか。まず②でK司祭職が“いずれの聖堂内にも存在しない”というのは、あたかもその司祭が所属

すべき聖堂それ自体の存在を否定しているように読める。しかしそれは、いわば容器としての“聖堂区聖堂”と内容物としての“聖堂区司祭職”とのおそらく名称の次元の問題であろう。

当面の推定を述べるならば、内容物としての“K聖堂区司祭職”は容器としての“U聖ブリヂト聖堂区聖堂”に所属していた。要するに、内容物の名称と容器の名称とが一致していない。従って②の意味は、内容物の名称から“K聖堂区聖堂”という名称の容器の存在を想定したところで、そのような名称の容器が存在しないということであろう。

他方の③では、司祭職の通称を聖堂の名称に加味して“UあるいはKの聖ブリヂト聖堂区聖堂”と表記した。従ってもはや②とは異なって、そのままの名称の聖堂がないことを特記するまでもなかった。いずれにせよここでは、職名が“レークトル”であっても、非司牧と記載される事例がありえたことを確認しておこう。

容器の名称と内容物の名称との不一致は、次の事例にも見られる。

[53] ①“…… the perpetual benefice *with cure*, called the rectory of rural lands of Ofichari and Beannfada [Offhicari and Beanfada] in the diocese of Achonry [Ireland], which is in no church …… it being alleged by some that the said benefice has *not cure of souls* …… (1417)”— *Letters*, VII, 46. ②“…… the perpetual benefice *without cure*, called the rectory of Offhicari and Brannfada …… (1418)”— *Ibid.*, p. 109. ③“…… the rectory of Offhicari and Beannfada, which has no defined church …… (1423)”— *Ibid.*, p. 261. ④“…… the rectory, *with cure*, of Offhicari and Beannfada …… which has no defined church …… (1423)”— *Ibid.*, p. 270. ⑤“…… the rectory, *with cure*, of the rural lands of Offichaire and Beandfada …… which does not take its *name* from a defined church …… (1428)”— *Letters*, VIII, 7.

このばあいも地名の発音が不明なので、頭文字で説明する。問題のレークトル職は、令状②③④において単に“OおよびBのレークトル職”と呼ばれている。しかしこの“OおよびB”とは、①や⑤によれば“rural lands”の名称であるという。教会行政の単位つまり聖堂区ではなくて、漠然とOの集

落とBの集落とを一括してその地域のレークトル職ということか。

後出の引用 [55] の“聖パトリクの司祭職”とは、現に“聖パトリク聖堂 区聖堂”なるものが存在し、その聖堂の司祭職である。容器としての聖堂のみならず、内容物としての司祭職もやはり同じ“聖パトリク”の名称を帯びている。それに対してO・Bの司祭職は、③④によれば“特定の聖堂をもたない”という。その意味は、前出引用 [52] の②の“いずれの聖堂内にも存在しない”という文言と同一であろう。最後の令状⑤では、まさにその名称に関して“特定の聖堂に由来するものではない”という。これもまた、容器の名称と内容物の名称との相違に注意を喚起したものといえよう。

問題はむしろ司牧義務の有無にある。令状②ではまず司牧聖職禄と書かれ、それに対してこれを非司牧と主張するものの存在を指摘している。その主張の結果であろうか、②では非司牧であるが、④⑤ではまたしても司牧聖職禄に戻っている。ここではとりあえずその事実注目しておこう。

[54] ①“…… the church, by some called a prebend, by others a rectory, of Killrog [Kilroe] in the said diocese [Killala, Ireland], of the patronage of laymen, *without cure* …… (1428)”—— *Letters*, VIII, 7. ②“…… the perpetual benefice without cure (*simplex*), called the prebend or rectory of Kylluog in the said diocese of Killala, value not exceeding 3 marks …… (1428)”—— *Ibid.*, pp. 72f.

これは“プラエベンダ”とも“レークトル職”とも呼ばれ、しかも非司牧である。では司教座のプラエベンダか、あるいは在俗参事会聖堂のプラエベンダか。文面ではいずれとも判然としないが、索引ではキララ司教座のプラエベンダとして書かれている。本稿 §2 では、レークトーリアを財源としてプラエベンダを創設する事例に言及した。これも仮にその同類であるとすれば、レークトーリアの司牧義務を恒常的代行者へ委任し、プラエベンダとしてはその義務を解かれているということであろう。

[55] ①“…… a perpetual benefice called the rectory in the parish church of St Patrick de Bruimghuing *alias* de Machary Innyubair [Drumgoon *alias* Machary Innyubar] …… the said benefice, which is *without cure* …… (1454)”—— *Letters*, X, 729f. ②“…… the rectory of

St Patrick's de Druynguin *alias* de Macharym Nybayr (*sic*) in the diocese of Kilmore [Ireland] *without cure* (1455)"—*Ibid.*, p. 722. ③"..... the rectory of St Patrick's, Dr[u]mguyn *alias* Machariminbayr, in the said diocese, *without cure* (1455)"—*Letters*, XI, 215.

令状②・③はともかくとして、①では“聖パトリク聖堂区聖堂内のレークトル職”と明記されている。要するに容器と内容物が名称において一致しており、その点ではまさに通例に属する。しかしこのばあいもまた、レークトル職の通例に反して文面では非司牧であるという。

ところで引用 [52] から [55] まではすべて“レークトル職”に関する記録であり、しかもそれらはすべて非司牧であるという。[53]でも一時期とはいえ非司牧と書かれていた。聖堂区司祭職が非司牧であるというのは、再三指摘の通り異例であるが、異例とはいえ事例が皆無ではなかった。またこれらの異例はすべてアイルランドのものであり、アイルランド以外からは発見しえなかった。

ではアイルランドのレークトル職がすべて非司牧か。前稿第3節の引用 [3] では、4件の事例のすべてに司牧聖職禄と明記されていた。若干の事例を追加しておこう。

[56] ①“..... Master John Preen, papal chaplain and auditor, was so old and weak that he could not exercise the cure of his church of St Patrick's, Trym [Trim], in the diocese of Meath [Ireland], and proposed to resign [the recotry] (1428)"—*Letters*, VIII, 57f. ②“..... the rectory whose *cure* is wont to be exercised by a perpetual vicar, of Rosfyndglaisse *alias* Oregain [in the diocese of Meath] (1431)"—*Ibid.*, pp. 200f. ③“..... Nicholas Onaraid, priest, rector of the rectory of the parish churches of the rural lands of Sliabloga [Sliabhluigha in the diocese of Achonry, Ireland] has neglected mass and other divine offices and the *cure* of souls (1432)"—*Ibid.*, p. 416.

令状①では、高齢と体力低下とで司牧が不可能であるという。また②では、司牧義務が慣例として恒常的代行者によって遂行されている。さらに③

では、司牧義務の不履行を告発された。要するにこれらは、間接的に司牧義務の存在を物語っている。

[57] “…… the rectories …… of Raythcurnan [Kilcurnan] and Balymgarrga in the diocese of Tuam [Ireland] …… had but little *cure* of souls …… [archbishop John of Tuam] suppressed it and transferred it to the perpetual vicars or chaplains or ministers of the churches of Kyllmygany [Kilmainemore] and Crosbuythyn [Cross-boyne] respectively …… (1418)” — *Letters*, VII, 96.

これら R 聖堂・B 聖堂の 2 件のレークトル職は司牧の対象者が皆無に近いので、大司教が両聖堂を抹消して K 聖堂・C 聖堂へそれぞれ移管し、皆無同然の司牧義務を K・C 両聖堂の恒常的ウィカーリウスあるいはカペラーヌスあるいはミニステルの義務に追加した。文面はそうように読める。R・B 両聖堂の 2 件のレークトル職は、それぞれ相応の司牧対象があれば独立の聖堂としてすなわち独立のレークトル職として存続しえたであろう。司牧義務は、この事例でもレークトル職に固有のものと観念されている。

[58] ①“…… the rectory of the church of Donnachmor [Donaghmore in the diocese of Ossory, Ireland], which is regarded as having *cure*, but has not (que *habitu* non tamen actu curata existit), the value of whose fruits, which he has not yet received, does not exceed 8 marks sterling(1429)” — *Letters*, VIII, 96f. ②“…… the perpetual benefice called the rectory of the ecclesiastical fee of the parish church of Glanberchian [Castlehaven] in the diocese of Ross [Ireland], which has habitual but not actual *cure* of souls …… void by the death of Donatus Chollachyan (*rectius* Ohollachyan), perpetual beneficiary in the said church, called rector (perpetuum beneficium rectoria feudi ecclesiastici parrochialis ecclesie de Glanberchian nuncupatum Rossensis diocesis cui cura *habitu* sed non actu imminet animarum, et quod quondam Donatus …… obtinebat) …… (…… the *cure* of the said church of Glanberchyan has been wont to be exercised by its perpetual vicar alone) …… (1447)” — *Letters*, X, 322f. ③“…… the rectory of the parish church of Glanberchyan called [the rectory] of rural fees in the said diocese, void by the death of Thomas Chedersegoyll (*rectius* Ohedersegoyll), rector of the said

church …… having habitual but not actual cure of souls which is exercised by a perpetual vicar (rectoria parochialis ecclesie de Glanberchyan feudorum ruralium nuncupata dicte diocesis …… et cui cura per vicarium perpetuum exerceri solita *habitu* sed non actu imminet animarum …… (1447)”— *Ibid.*, p. 323. ④“…… the rectory of rural lands of Wallnachdarach [Umall Uachdarach in the diocese of Tuam] …… which is not parochial and has habitual but not actual cure of souls …… (1448)”— *Letters*, X, 408f. ⑤“…… the rectory of the parish churches of Oormaege [Ui Cormaic in the diocese of Killylloe], which …… has habitual cure of souls, but not actual, seeing that its cure is exercised by the perpetual vicars …… (…… *que habitu* non tamen actu, cum illius cura animarum per perpetuos vicarios …… exerceatur) …… (1460)”— *Letters*, XI, 415.

これら5件には、いずれも“ハビトゥスによって”と書かれている。ここで“ハビトゥス”とは、端的に言えば“外観”であり“名称”である。レークトル職という名称からすれば司牧義務が想定されるにもかかわらず、現実にはその義務がないという。

令状①のレークトルは、その職からの収益8マーク未滿をいまだに受領していない。司牧義務を免れているのは、その理由によるものか。④のばあいは名称においてレークトル職であるが、それは“パロキアーリスでない”という。聖堂区のレークトル職ではないということであろう。司牧義務の欠如は、司牧対象者それ自体の欠如によるものか。②③⑤では司牧義務が恒常的ウィカーリウスに委任され、そのことによって名義上のレークトルが司牧義務を解かれている。要するにこれら5件は、それぞれ別な理由によって非司牧になっている。

なおカースルヘヴンの聖堂区には、②の“聖職知行”のほかに③の“村落知行”が存在し、それぞれの知行にレークトルがおかれている。しかしそれぞれの実態や両者の関係については、別稿での検証に委ねざるをえない。

レークトルが令状文面で“非司牧”と明記されることは、イングランドやウェールズでも皆無ではない²²⁾。しかし刊本『教皇令状簿』から見る限りでは、アイルランドにその事例が多い。

22) ①“…… rector John …… of the church of Turesmera [Tusmore] in the diocese of Lincoln, which is only habitually parochial [que *habitu non tamen actu parochialis*], and which within the memory of man has had no parishioners …… the said church, value not exceeding 3 marks sterling …… shall, as long as no parishioners enjoying parochial rights reside within its bounds, be compatible with any other benefice, and be a free chapel [of John Langstone, the patron](1441)”——*Letters*, IX, 178. ②“…… the church of Landussul [Llandysil] and its appurtenances in the [rural] deanery of Sub Ayron was lawfully appropriated to the chapter of St Davids [Wales] for the use of the canons residentiary …… the said church, which is not *parochial* and is without cure …… (1459)”——*Letters*, XI, 548. 令状①はイングランドの事例であり、これにも“ハビトウスによって”という文言とともに“パロキアーリスでない”ことが書かれている。しかもタスモアの聖堂なるものは人の記憶する限りにおいて司牧対象者をもたず、その状態が続くようであれば自由礼拝所として扱われるという。また令状②はウェイルズの事例であり、これにも“パロキアーリスでない”と書かれている。

[59] ①“…… to Andrew Macbradayg [MacBrady], [*rural*] dean [decanus ruralis] of the place of Drumlethan in the diocese of Kilmore [Ireland] …… the *rural deanery* of the said place and a certain perpetual benefice called the rectory of Kedy [Keadew] in the said diocese, which are *without cure* …… (1436)”——*Letters*, VIII, 605. ②“…… John Olucharean, dean of the *rural deanery* of the place of Tulathoge [Tullaghogue] in the diocese of Armagh [Ireland] …… the said *deanery*, which is *without cure* …… (1461)”——*Letters*, XII, 160f. ③“…… provision …… of one or two benefices, even if one of them had cure or were a *rural deanery* or *archpriestship* [≪ archipresbyter], which is an extra-cathedral dignity *with cure*, or were a dignity etc. in a cathedral or collegiate church …… (1470)”——*Ibid.*, pp. 742f. ④“…… even if such one or one of such two have cure, or be a *rural deanery* or *archpriestship*, or a dignity …… (1471)”——*Ibid.*, p. 786.

最後に“デカーヌス＝ルーラーリス”すなわち地方主任司祭関係の令状を引用した。教会行政の管区は、大司教管区から始まって司教管区⇒司教補佐管区⇒地方主任司祭管区⇒聖堂区と順次細分され、さらに支聖堂区が設定され

こともある。要するに地方主任司祭管区とは複数の聖堂区の集合体であり、また司教補佐管区は複数の地方主任司祭管区で構成される²³⁾。しかし刊本『教皇令状簿』では、司教補佐管区・聖堂区と比較して地方主任司祭関係の情報が極端に少ない。この4件は、その少ない情報のうちの一部である。

23) 拙稿「イングランドの“司教補佐”——1300年から1541年まで」(上) 北海道大学『文学部紀要』通巻68号、第3節

令状①②は、アイルランドの事例である。『教皇令状簿』で司牧・非司牧の別に言及しているものはこれら2件しか検出されず、いずれも非司牧である。では地方主任司祭職はすべて非司牧であるか。

令状③は特定の主任司祭職ではなくて、占有可能な2件の聖職禄のうちの1件について選択肢として“地方主任司祭職あるいはアルキプレスビテル職”をあげたに過ぎない。他の選択肢は何らかの司牧聖職禄であり、あるいは司教座聖堂か在俗参事会聖堂かの“ディーグニタース”であるという。なおこの文脈でのアルキプレスビテルとは、地方主任司祭職そのものにほかならない。いずれにせよ選択肢としての主任司祭職は“司教座以外のディーグニタース”で、しかも司牧聖職禄であってもよい。要するに地方主任司祭職には、司牧聖職禄の可能性もある。これに令状①の情報をも考慮すれば、主任司祭職は可能性として司牧・非司牧のいずれでもありえた。

では地方主任司祭職が司牧聖職禄であるというのはどのようなことか、逆に非司牧の聖職禄であるというのはどのようなことか。その疑問については、筆者の手もとの史料・文献だけでは解答がえられない。

令状④は、文脈において③と共通している。というよりも地方主任司祭職は、①②だけを例外として、大半はこの文脈でつまり選択肢として『教皇令状簿』に登場する²⁴⁾。いずれにせよ『教皇令状簿』では、現職の主任司祭に関する情報が極端に少ない²⁵⁾。

24) 令状③④はいずれもスコットランド関係のもので、類似の情報はほかにもある。スコットランド: *Letters*, X, 515f., 517f., 657; XI, 173, 301, 431f., 449, 594f., 596; XII,

798. アイルランド：XI, 157f., 409f., 487f.; XII, 819. イングランド：XI, 146f., 561, 660.

24) “…… the freedom of the prior [of the Augustinian priory of Bruton in the diocese of Bath and Wells] and such [secular] chaplain from holding the office of *rural dean* on account of the said [parish] church [of Bruton, which is conventual] …… (1400)”——*Letters*, V, 326f. ②“…… [John Launce, rector of Southfleet in the diocese of Rochester] and his predecessors from time immemorial had been free from the exercise of the office of *rural dean* …… there were other parish churches of the diocese, of less reputation and honour than Southfleete [*sic*], which enjoyed the same liberty …… (1406)”——*Letters*, VI, 103. 地方主任司祭に関しては、ほかにこの2件の令状が検出された。しかしこれらはいずれも主任司祭職への就任を免除するもので、現職主任司祭のものではない。また②の後半ではこの種の免除の特権と見なしており、世評においてサウスフリートに及ばないような聖堂でもその特権を享受しているという。主任司祭は概してその管区の聖堂区司祭のうちから任命されるというが、役職としては必ずしも歓迎されないということか。

* * * * *

引用 [52] は“レークトル”職に関する記録であるが、文面には紛れもなく非司牧と明記されている。アイルランドでは、職名が“レークトル”であっても、非司牧と記載される事例があることを確認した。

引用 [53] では、同一のレークトル職が司牧・非司牧と記録において動揺する事例があることを指摘した。

引用 [54] の聖職禄は非司牧であるが、文面では“プラエベンダ”ともまた“レークトル職”とも書かれている。レークトーリアを財源としてプラエベンダが創設されたとすれば、レークトーリアの司牧義務を恒常的代行者へ委任し、その委任の結果としてプラエベンダとしてはその義務を解かれているということであろう。

引用 [55] のレークトル職もまた非司牧である。聖堂区の司祭職が非司牧であるというのは、再三指摘の通り異例である。しかしアイルランドにおい

ては、異例とはいえそのように記載される事例が皆無ではない。

引用 [56]・[57] のレークトル職は、いずれも司牧聖職禄である。いいかえるとレークトル職は、アイルランドにおいても基本的に司牧聖職禄であるといえよう。とすれば、一方で非司牧の事例が少なくないのは何故か。当面はその疑問が残る。

引用 [58] は、レークトル職という名称から司牧義務が想定されるにもかかわらず、その義務を欠いているという事例である。それは恒常的代行者への委任の結果であるか、あるいは司牧対象者の欠如によるものか、理由は必ずしも一様でない。

引用 [59] では、やはりアイルランドの“デカーヌス=ルーラーリス”すなわち地方主任司祭に関する令状に言及した。『教皇令状簿』では、地方主任司祭職に関する情報が極端に少ない。しかもそれが非司牧であることを明記しているのは、アイルランドからしか検出されない。それがどのような理由によるものか、手もとの史料・文献では判然としないが、ここではとりあえずそのような令状の存在を指摘しておこう。

* * * * *

この〔付録〕の検証対象は、副題に記載の通り主としてアイルランドである。しかもアイルランドの“聖堂区関係の非司牧聖職禄”に関する史料情報の発信を意図したものである。筆者は刊本『教皇令状簿』の判読を続ける過程において、アイルランド関係の令状にはイングランド・ウェールズ・スコットランドと異質の情報があることに気付いた。

ではそれらの異質な情報をどのように解釈すべきか。筆者にはいまだに確信がない。しかし他日の再考に備えて、この〔付録〕ではとりあえずそのような情報の存在を指摘した。

以 上